

# 戦国三晋都市の性格

江 村 治 樹

## 目 次

- I はじめに
- II 考古学的材料からみた三晋都市
  - 1 規模・分布
  - 2 内部機構
    - (1) 遺 構
    - (2) 出土文字資料
- III 三晋都市の住民
- IV むすびにかえて

## I はじめに

中国の戦国時代には、各地に大都市が発達したことは一般によく知られているところである。そして、この都市の発達には、普通、この時代の商工業の発展など、経済的要因に結びつけて考えられることが多い。<sup>(1)</sup>

しかし、宮崎市定氏は、「戦国時代の都市」<sup>(2)</sup>において、こうした通説に疑念を呈し、戦国都市の明確な歴史上の位置づけを行なっている。氏の考えの結論の部分だけを引用すると、「戦国時代に中国の都市と商業は著しい発達を遂げたが、それは一面甚だ人為的且つ不自然な、またアンバランスなものであった。それは主として政治的な中央集権政策の強行によって生じたもので、首都もしくは一、二の重要な軍事都市に限られており、大多数の地方都市は依然として、むしろ微力な農業都市に止まっていた」（頁69）とある。これによると、戦国時代の大都市の発達は、一種特異な現象であり、戦国時代を歴史的に特色づけるのは、あくまで都市の大多数を占める未発達な農業都市であったということになる。そして、このような地方の農業都市の規模については、一流都市で万戸、二流都市で千戸、その他おおむね二、三百戸のものがほとんどであったろうとしている。

このような宮崎氏の戦国都市に対する見方は、現在でもおおむね承認されているようである。影山剛氏は、宮崎氏の説をほぼ承認し、中国古代の都市はすべて政治的都市であり、経済的には、大都市は消費的都市の性格の強い商業的都市の傾向があるが、中小の大部分の都市は生産的農民

の、農業・農民都市であったとして<sup>(3)</sup>いる。一方、伊藤道治氏は、主として考古学的材料を用いて戦国都市を検討し、それらの外郭内に空地の存在が予測されることや、都市自体も戦国末になると縮小される傾向があることなどから、戦国都市は政治的要因で発達したもので、都市本来の経済力によるものではないとして宮崎説を補強<sup>(4)</sup>している。その他、春秋・戦国時代の都市の成立に、政治的、軍事的な側面を重視するものとして、池田雄一氏や五井直弘氏<sup>(5)</sup>などの見解があり、また最近では、佐原康夫氏のように、銅兵器の銘文の研究にもとづいて、三晋や秦の都市は軍事都市＝県であったとする見方もある<sup>(6)</sup>。一方、杉本憲司氏などは、戦国までの古代都市は一般に農民が主体であったと<sup>(7)</sup>考えており、これは宮崎氏の農業都市とする見方を承認するものである。

確かに、この時代の都市には防禦のための強固な城壁がめぐらされていることからみても、政治的、軍事的側面が存在することは否定できない。そして、この側面は、大都市のみならず、大多数の中小の地方都市にもあてはまることであろう。しかし、戦国都市を、少数の国都など大都市を除いて、一般に農業都市と規定しうるかどうかは、最近の考古学的な城址の調査の進展をふまえて再検討する必要があるように思われる。さらに、都市を軍事都市、農業都市というように規定するだけでは都市の性格を本質的に明らかにしたことにはならないのではなかろうか。都市の住民をも視野に入れた内部構造が明らかにされねばならないであろう。この点に関して、確かに、宮崎市定氏は一般都市の城郭内に区画された里には相互扶助的な団結が存在したことを指摘<sup>(8)</sup>しており、また五井直弘氏も上引の論文で都市の運命共同体的な側面に注目している(注5)第一論文、頁51)。しかし、このような指摘にもかかわらず、都市の性格をこうした側面がいかに規定しているかについては十分論じられているとはいえない。

では、戦国時代の一般的な都市はどれくらいの規模で、その内部構造はどのようになっていたのであろうか。本論では、以上にあげたような問題点を考慮しながら、都市の最も発達したと考えられる戦国時代の三晋地域の都市に限定して、考古学的材料をも参照しながら、その住民の動向を視野に入れて検討を加えてみたい。

## Ⅱ 考古学的材料からみた三晋都市

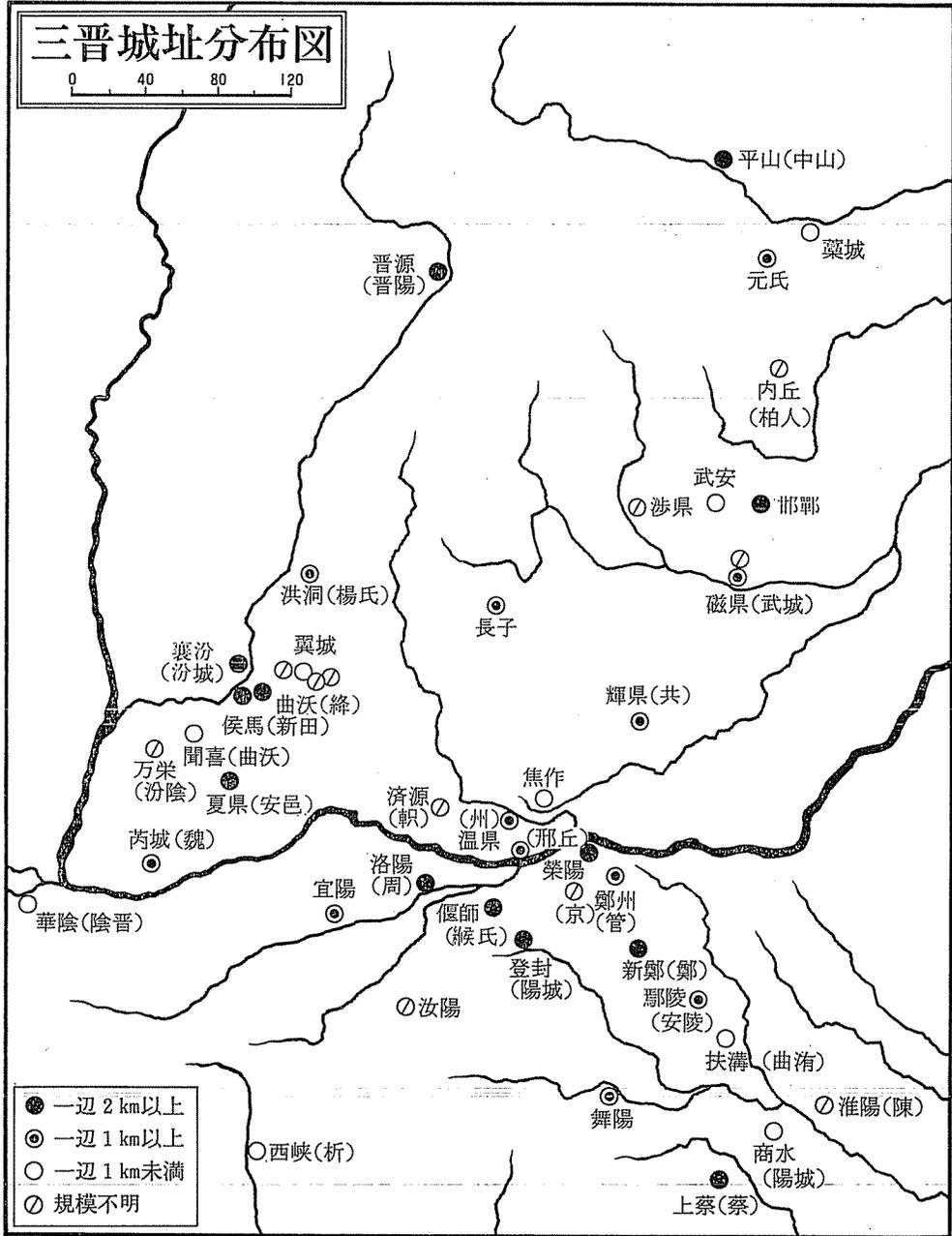
### 1 規模・分布

まず、三晋地域の都市は、どれくらいの規模のものが、どのように分布していたのであろうか。俞偉超氏は、楊守敬の『秦郡県図序』中の統計により、秦代では全国に県城が800から900存在し、戦国時も総数はほとんど変らなかったとして<sup>(9)</sup>いる。そして、当時、列国都城は最大級のものが同時に7つ存在し、その総人口は200万前後に達したはずだとする。列国には、また3,40の郡府が存在し、その平均人口は数万を下らず、その他の県城の人口の平均は少なくとも数千を数えたであろうとし、戦国中期の人口を1000余万と仮定すると、全人口の3分の1が都市に集中していたはずだとしている。これは全国にわたる仮定であるが、黄以柱氏は、河南省内の戦国時代の城邑

について、軍事据点をも含むものではあるが、150以上は存在したとして<sup>(10)</sup>いる。そして、その中には、東周都城洛陽の他、周囲10km、人口20万を超える魏都大梁や、城壁の範囲が5km、人口10万以上の宋都睢陽、韓都翟陽、楚都陳や「城方八里、材士十萬」の宜陽など、大規模な城邑が存在したとしている。

以上、両氏の記述は、主として文献史料による推測であると考えられるが、実際に考古学的に探査された戦国城址の規模、分布はどのようであろうか。末尾の表Ⅲは、三晋地域とくにその中の山西省南部（一部陝西省を含む）、河北省南部、河南省北部について、現在、報告書等で知ることのできる城址のうち、規模の明らかなものを列挙したものであり、地図（三晋城址分布図）は表Ⅲに挙げたものの他、報告書類に戦国城址とみなされているものを加えて作製したものである。以下、表Ⅲと地図に従いながら、城址の規模と分布について検討してみよう。

表Ⅲによると、戦国期に栄えたと思われる城址は、城壁の最長辺が1kmを超えるものが多いことがわかる。そして、大きいものは一辺が2,3kmからさらに5kmに達するものさえ存在する。一辺2,3km級のを挙げてみると、①古晋陽城、③趙康古城、④侯馬の古城群、⑤曲沃古城、②滎陽古城、②陽城、②滑城、②東周王城、②蔡国故城などである。①古晋陽城は、前455年、趙襄子が籠城し智伯に水攻めにされたと伝えられる城で、城の東部は汾河に侵されて城壁は残っていない。ただ、報告の地図を見ると、東南角の城角村の対角線上に東城角村という村があって、城の東北角はほぼそのあたりにあったと考えられ、地図上で計算すると東西は約3600mとなる。あるいは東西はこれよりも長くなるかもしれないが、残存の西壁のみ見てもかなり巨大であったことがわかる。<sup>(11)</sup>④の侯馬古城群は年代や性格のはっきりしないものが多いが、古城内やその周辺の遺跡は春秋中晩期から戦国早期に繁栄し、戦國中晩期にはしだいに衰退していったとされて<sup>(12)</sup>おり、古城群の年代もそれと対応するであろう。各古城間の先後関係については、牛村古城の東壁は戦国遺跡に破壊されていてすでに戦国期に廃棄された<sup>(13)</sup>とされるが、平望古城は版築土台出土の瓦の製作技術の水準から牛村古城よりは後れるとされている。最近では、白店古城の年代はやや早く、晋景公が遷都する以前の遺跡で、その城壁を切っている牛村、台神古城、それに平望古城は白店古城よりおそく、前585—416年の晋都新田の遺跡であるとされている。<sup>(14)</sup>そうすると、戦国早期頃までは、牛村、平望、台神の三古城は一つのまとまった城であった可能性があり、東西3km以上、南北2km以上のかなり大きなものであったことになる。あるいは、⑤の邯鄲の例を<sup>(15)</sup>参考にして、これらを宮殿区と考え、城外の製作場遺跡を囲むように外郭が存在したと仮定すれば、戦国の七雄の国都なみの規模となる<sup>(16)</sup>。⑤曲沃古城は南壁が汾河に破壊されており、南北の大きさはより大きいと考えてよい。<sup>(17)</sup>②陽城は、ある報告では南北2000m、東西700mとされているが、別の報告の地図によると南北約1800m、東西約1000mであり、北壁の外側にはさらに二段に城壁が設けられた痕跡がある。<sup>(18)</sup>したがって、後者を取るとしても南北は2kmを超えるとみなしてよい。②滑城は長靴形の不整形な台地上にあり、南北は2000m、東西1000mであるが、南壁は



500mで一般の方形の城址に比べるとやや小ぶりである。以上、一辺2,3kmのこのクラスの城址は春秋時代の旧国の国都が多いようである。

次に、一辺が5km近くにも達するすばぬけて巨大な城址としては、⑧禹王城、⑫靈壽古城、⑮大北城、⑳鄭韓故城などがあり、すべて戦国大国の国都である。⑧は魏の早期の都安邑、⑫は中山国の国都、⑮は趙都邯鄲、⑳は韓都鄭とされている。⑧禹王城は大城、中城、小城からなっているが、大城の中央部にある周長約3kmの小城は戦国期の大城の宮城区とされている<sup>(19)</sup>。⑫靈壽古城も全体が城壁によって三つの部分に区画されており、うち一区画は王陵が集中している。⑮の趙王城、大北城のうち、趙王城は東城、西城、北城からなり、内部に多くの版築土台が存在し、この三城は一まとまりの趙都の宮殿区と考えられている。大北城は、趙王城の東北に近接して現在の邯鄲市街を取囲むような形で残っていた。城壁自体、戦国期のものとされ、城内の遺物も戦国、漢代の遺物が最も多く、とくに戦国文化層が厚いとされる<sup>(20)</sup>。したがって、大北城は趙王城と平行し、両者はセットで趙都邯鄲を構成していたと考えられる。⑳鄭韓故城は不規則な長方形をしているが、やはり中央部の城壁で東城と西城に区画されている。西城は東城に比べてやや小さく、その内部中央部に版築の建築基礎が密集しており、また宮城と思われる遺跡も存在する<sup>(21)</sup>。このことから、西城は宮殿など公的な建築物の集中する特別の区域であったことが考えられる。戦国時代の大国の国都は、極めて巨大であるが、その城郭内はいくつかに区画され、それぞれ特定の性格が附与されていたことがわかる。

以上、三晋の城址のうち、一辺2km以上の巨大なものを見てきたが、それらはほとんど春秋時代の旧国の国都に由来するものや、戦国大国の国都であった。それ以外の一般の城址は、一辺1km前後から2km前後のものが多い。しかし、これでも漢代の一般の県城と比較するとかなり規模が大きい。伊藤道治氏は、⑧禹王城、⑨古魏城、④侯馬の古城、㉑東周王城などはみな、戦国末から漢代にかけて縮小されたとしている。確かに、⑧の中城は漢代河東郡治の安邑県城だとされるが、東西1522m、南北960mであり、㉑の河南郡治の河南県城にあてられる内城は東西1460m、南北1400mとなっている。この二者はともに漢代の郡治であってかなり大きいですが、一般の漢代県城と考えられる城址はほとんど一辺1000m以下であるようである。ともかく、戦国の城址は、大国の国都や春秋旧国に由来するもの以外の一般的なものでもかなり大きいと言えることができる。

次に、城址の分布を地図(三晋城址分布図)を参考にしながら見てみると、汾水流域、太行山脈山麓、河南省中部にかなり集中的に分布している。これ以外の地域で未発見の城址が相当数存在すると考えられるが、この分布は譚其驥『中国歴史地図集 第一冊』(1982, 地図出版社)にみえる戦国時代の地名分布の密度とかなり一致する。したがって、地図に示した城址の分布は当時の有様をかなり忠実に反映しているのではないと思われる。これらの城址の分布は、宇都宮清吉氏が想定した西漢時代の交通路にほぼそって分布しており、また、それは殷、西周以来の古くからの交通路ともかなり一致している<sup>(24)</sup>。このことは、戦国都市が、政治・軍事的観点からのみ<sup>(25)</sup>

設置されたのではなく、その成立に経済的要因も大きく関わっていたことを示している。

城址間の距離をみると、かなり近接しているように思われる。城址が集中している地域では、30~50kmの距離しかなく、20kmから10km、さらにそれ以下という例さえある。②鄭州商城(戦国の管)と、③滎陽故城と滎陽東南の京襄古城(京)<sup>(26)</sup>のそれぞれの直線距離は20km余である。⑩州城と⑪北平阜古城(邢丘)との距離は10km余りしかなく、④侯馬古城群と⑤曲沃古城との間もほぼ10kmである。また、山西省翼城県の周辺からは、春秋・戦国期のものと考えられるいくつかの城址が発見されている。<sup>(27)</sup> 県城の西北1kmには⑥北寿城古城があり、県東のやや南寄り10kmの北絳村には北絳故城、県東南7.5kmの故城村に故翼城、県西10kmの北唐城村には故唐城があるとされており、ほぼ10km以内の間隔で四つの城が連なっていたことになる。ただし、以上のもののうち、年代が限定できないものがあり、また同時代としても繁栄の時期にズレのあるものも当然あるであろう。しかし、戦国時代には、かなりの規模の城が相当近接して並存していた地域があったことは否定できないであろう。

『戦国策』趙策三に、趙の將軍趙奢の言として、「今、千丈の城、万家の邑、相い望むなり」とある。渡辺卓氏は、前後の文脈から万家を三万家に改め、「城壁の一辺が千丈(=1,666歩2尺)、その戸数三万程度の大聚落は諸所に見られる」と解釈している。<sup>(28)</sup> 千丈を2250mとすると、表Ⅲの大国の国都に次ぐくらいの城となるが、趙奢の表現を過度なものとして少々割引いて考えると、これは大体当時の一般の城の規模と分布をかなり正確に伝えているのではないかとと思われる。

さらに、『史記』魏世家には、信陵君無忌が魏の安釐王に語った言葉として、魏が秦に奪われた県の数、「山南、山北、河外、河内の大県数十、名都数百」とある。「大県数十、名都数百」の部分は、『戦国策』魏策三には「大県数百、名都数十」となっているが、馬王堆漢墓帛書『戦国縦横家書』(1976、文物出版社)一六・朱己謂魏王章には「大県数十、名都数百」となっており、『史記』の方を取るべきであろう。『史記』では、「都」が「城」に言いかえられている場合があり、また「城」が「県」と表現されることもある。<sup>(29)</sup> したがって、ここの「名都」は大県より小さい名のある県や城のことであろう。馬王堆帛書の「名都」の語は、あるいは『韓非子』問田篇にみえる「州部」と関係があるのではないかと考えられる。そうすると、やはり地方行政機関の一表現で、県を指すのではないかとと思われる。一方、大県の方は、銀雀山竹簡の庫法篇(文物1985—4、頁31)には「大県二万家」とあり、上述の『戦国策』趙策三にみえる「千丈の城」に近い規模の城であると考えられる。「山南、山北」について、〈正義〉は華山の南北とするが、〈考證〉は河東の山で太行、王屋一帯とし、馬王堆帛書の注は山西省南部の中条山の南北としている。この信陵君の言葉は、秦が魏都大梁の北、陶・衛の郊まで進出して来た時のことであるので、秦の本拠地関中に近い所を指すのではなく、〈考證〉の説のごとく解するのがいいであろう。「河外、河内」については、〈正義〉は華州以東の虢・陝までを「河外」、蒲州以東の懷・衛までを「河内」としているが、〈考證〉は黄河の南北を指すとしている。ともかく、「山南、山

北, 河外, 河内」は, 魏都大梁以東の魏の旧領土と考えられ, この地域には二万家くらいの人口を有する「大県」数十と, それ以下の規模の県や城が数百は存在していたことになる。

なお, 『史記』穰侯列伝にはまた, 「穰侯, 封ぜられて四歳, 秦将となり魏を攻む。魏, 河東の方四百里を献ず。魏の河内を抜き, 城大小六十余を取る」とある。〈考證〉の言うように, 穰侯が「河内」を抜いたのは「河東」を献ぜられたことと別のこととすると, この「河内」は限定された地域で, 都大梁の北の共・汲を含む地のことと考えられる<sup>(30)</sup>。この地域には大, 小六十余もの多数の城が分布していたことになる。

以上の『史記』の記述から, 山西省南部, 河南省北部の魏の領域にはかなりの数の大城を含む多数の城が, 相当濃密に分布していたことがわかる。趙奢が一般論として述べている「今, 千丈の城, 万家(三万家)の邑, 相い望むなり」という表現も, あながち大げさな表現とはいえないであろう。三万家を越すような大都市は, 三晋地域のある地区では特別な存在ではなかったのではないかと考えられる。

## 2 内部機構

### (1) 遺構

当時の都市の内部機構を知るには, 城内およびその周辺の遺構を知ることがぜひ必要である。しかし, ほとんどの城址では, 城壁の輪郭と城内の遺物の散布状態が調査されているのみで, 本格的な発掘調査が行なわれているものは少なく, しかも本格的調査が行なわれている場合でも城址の全面発掘が行なわれた例は一例もない。したがって, 遺構から都市の内部機構を明らかにするには自ずから限界がある。ここでは, 城址調査の中でもある程度重点的に調査が進められている, 城内の建築遺跡, 器物製作場遺跡およびその他の施設に関する遺跡, 城内外の墓地を中心に見て行きたい。

建築物の存在は, 版築の土台や版築で固められた建築物の基礎, 柱穴や礎石, そして大量の瓦の推積などで予測できる。しかし, ある程度, 建築物の様子がわかるまで調査されているのはほとんどが大国の国都である。戦国時代になっても晋国の国都であったと考えられる④侯馬古城群の城内にはいくつかの版築土台が残されている。牛村古城内の中央北寄りには, 52m四方, 高さ6.5mの土台があり, 平望古城内の中央部にも75m四方で三段になった高さ8.5mの土台がある。土台上には大量の瓦が散布しており, これらの土台は宮殿址ではないかとされている<sup>(31)</sup>。⑫靈寿古城では, 城内中央部, 主として東城内に版築の建築基礎と大量の大型板瓦, 筒瓦, 山形瓦釘飾り, 山字形背瓦飾り, 乳釘紋陰雲円瓦当や大型の磚など建築資材が発見されている<sup>(32)</sup>。この遺跡の中央部には幅11mの古道が東西に貫ぬいており, この建築址は城内の「市」ではないかとされている。靈寿古城ではこの他, 東城北部で山字形瓦, 版築柱礎, 礎石, 1m余の厚さにもなる瓦礫層が発見されていて, 宮殿建築遺跡とされている。趙の国都である⑬趙王城の東城, 西城, 北城内には多数の版築土台や版築の建築基礎が存在する<sup>(33)</sup>。西城内には, 東西264m, 南北296m, 高さ

16.30 mの「龍台」と呼ばれる高大な土台が残っており、他に版築土台5ヶ所、版築基礎7ヶ所が発見されている。東城にも、南北に「北将台」、「南将台」という二つの大土台が並び、北城にも東西111m、南北135m、高さ4.5~6mの大きな土台がある。これらもすべて宮殿の基礎ではないかとされている。なお、大北城の西北部にも高大な建築基礎と小城遺跡があり、これらも戦国期のもので漢代にも襲用されたとされている。次に、韓の国都の⑳鄭韓故城では、西城内中北部に、6,7000m<sup>2</sup>にわたって一千余りの版築基礎が分布し、その中には地下式の食料貯蔵庫と考えられる建物も発見されている。<sup>(34)</sup> そのすぐ西には、南北135m、東西80m、高さ8m、の「梳妝台」と呼ばれる版築土台があり、その上部には陶製の井戸や排水管が発見されている。また、これらの南部には、東西500m、南北320mの長方形の城壁で囲まれた宮城遺跡と考えられる区域があり、西城内のこの地域一帯は宮殿区とされている。

その他、魏の旧都である㉑禹王城内の小城の地面はやや高く土台状になっており、宮城ではないかとされているが、<sup>(35)</sup> 十分調査は行なわれていない。また、㉒東周王城でも、住居址の他、城内中部とやや南寄りの9万m<sup>2</sup>の範囲に10余ヶ所の版築の建築基礎が発見されており、面積300m<sup>2</sup>に及ぶ基礎もあり、さらに土垣をめぐらした建物もあるとされるが詳しいことはわからない。<sup>(36)</sup> ともかく、戦国国都では、城内の特定地域が宮殿区として区画され、壮大な建築物が聳えていたことがわかる。また、㉓靈寿古城では宮殿以外の「市」の建物跡と考えられる遺跡や、㉔大北城西北部の大規模な建築遺跡が注目されるが、他の国都では宮殿区以外の大型建築址はいまだ発見されていないようである。

国都以外の城址でも、建築物の遺跡と思われるものが往々にしてみうけられるが、ほとんど考古学的な発掘調査は行なわれていないか、または不十分な調査でその性格はよくわからないものが多い。㉕趙康古城の東南角に版築土台があり、漢代の瓦礫が散布しているが、これは城壁との関係から城の防禦用施設ではないかと考えられている。<sup>(37)</sup> また、㉖共城新城内の「共姜台」南側には陶片、瓦片がみられ、このあたりには春秋時代から漢代の建築物があったとされている。㉗鄭州商城の東北部には大面積の戦国版築基礎が存在するとされており、<sup>(38)</sup> ㉘滎陽故城内東部の台地上には瓦礫が大量に推積していることから、そこには秦漢時代の行政官署があったのではないかと<sup>(39)</sup> されている。また、㉙陽城の城内北部、華溝村の北岡上では戦国期の鋪地磚や瓦・陶片が大量に発見され、大型の建築物の存在が指摘されている。<sup>(40)</sup> さらに、㉚扶溝古城の西中部には南北24m、東西12m、残高3.5mの版築土台があり、春秋時代の陶片、瓦片の散布から春秋期の大建築物があったと<sup>(41)</sup> されており、㉛蔡国故城内の東西1200m、南北1000mの「二郎台」も春秋期の蔡侯の宮殿区ではないかと<sup>(42)</sup> されているが、戦国期については不明である。

以上のごとく、国都以外の城址の建築遺跡は国都以上に不明確であり、ある特定の地域、とくに城内のやや高まった所に大型建築址が存在したらしいことがわかるくらいである。そして、それがいかなる性格の建築物であったかは調査不十分のため全くわからない。行政官署の可能性は

高いが、いまだ発掘によって確認はされていない。あるいは市の遺跡である可能性もあろう。文献史料には有力な都市には大抵市が置かれていたことがみえている。<sup>(43)</sup>ともかく、国都以外の地方の城址にも、都市のシンボルともいえる大建築物が存在したことは確かであろう。とはいえ、これが一般化しうるかは調査や報告が不十分なため、現在のところなんともいえない。

次に、器物製作場関係の遺跡を検討するが、この場合も比較的明らかにされているのは表Ⅱのごとく大国の国都である。④侯馬古城群の附近からは、春秋後期から戦国中期にかけての様々な製作場遺跡が発見されている。<sup>(44)</sup>牛村古城外南辺には銅器製作場と骨器製作場の遺跡が発見され、とくに銅器製作場遺跡からは大量の陶範、煉炉、坩堝、銅錠などが発見されており、陶範には容器、工具、兵器、鏡、帯鈎、車馬具、各種部品、人物像、そして空首布などがみられる。空首布の陶範の出土によって、この地域は貨幣鑄造場でもあったことがわかる。また、牛村古城の東南1kmの地域からは、東周時代の骨器製作場と陶器製作場が発見され、窯跡六基が発掘されている。以上のごとく、侯馬古城群の製作場遺跡はその城外東南部に広く分布しており、これらは外郭で囲まれていた可能性もあるが、現在のところ未発見である。次に、⑩靈寿古城では、製作場遺跡は城内中央部、主に東城内に、分布している。陶器、玉器、石器、骨器、銅器、鉄器の製作場が発見されており、これらの遺跡は相互に接続し合っていることから、統一の管理下に労働力が集中され、<sup>(45)</sup>分業化された官管手工業の作業場とされている。とくに、銅器・鉄器製作場は55万m<sup>2</sup>に及び、東部に陶範製作場、南部に鉄器製作場、中央部に銅兵器、北部に実用銅器製作場があり、そして西南部には刀銭製作場が存在した可能性があるとされている。⑮の趙都大北城では、現在のところ138地点の試掘が行なわれただけであるが、戦国、漢代の製鉄場遺跡4ヶ所、陶窯5ヶ所、<sup>(46)</sup>戦国の骨器・石器製作場各1ヶ所が発見されている。<sup>(47)</sup>⑳鄭韓故城の調査はもう少し進んでいる。ここでは、春秋・戦国期の銅器・骨器、戦国期の鉄器製作場の他、陶器・玉器製作場も発見されている。銅器製作場は主に東城東部(小吳樓村北)にあり、陶片、瓦片の他、大量の銅滓、木炭、熔銅炉、フイゴの管、陶範が出土している。骨器製作場は東城北(張竜荘南)にあり、広さは7000m<sup>2</sup>ある。鋸目跡のある骨の原料、砥石、銅刀などが発見されている。また、鉄器製作場は東城内西南部(倉城村南)に4万m<sup>2</sup>にわたって分布し、炉1基、製範窯1基の他、鉄器、陶範が出土しており、農具を主に工具も製作していたとされる。㉑東周王城では、小屯村周辺で東周から漢代の陶器、骨器、石器の製作場が発見されており、そのうち陶器・石器製作場はともに墓の副葬品を製作したのではないかと考えられている。<sup>(48)</sup>この他に、城内東北部、金谷園路附近でも、<sup>(49)</sup>陶器、瓦、磚を焼いた窯址が発見されている。

以上の五ヶ所の国都においても、城内の製作場遺跡がすべて発見されているとは限らないが、表Ⅱのごとく陶器、骨器の製作場は五ヶ所すべてにみえ、銅器・鉄器・石器製作場もそれぞれ三ヶ所にみえる。一応、国都など巨大な都市では、陶器、銅器、鉄器などを中心として各種器物の製作場が相当進んだ分業のもとに製作を行っていたといえるであろう。

次に、国都以外の地方都市をみても、国都ほど多様な製作場遺跡は発見されていない。戦国期の陶器製作場と思われる遺跡や陶窯は、⑩午汲古城、⑫鄭州商城で発見されているのみで、鉄器製作場遺跡も⑭滎陽故城<sup>(50)</sup>や⑮陽城の城壁外、⑯商水戦国城址内で発見されているにすぎない。しかし、これによって地方のほとんどの都市には器物製作場が置かれなかったということは、発掘調査が国都ほど進んでいないことからいえないのではないと思われる。この点、次節の出土文字資料のところでもう一度検討する。

その他の城内の施設としては、各地の城址で陶製の導水管や井戸、道路などが発見されている。とくに注目されるのは、⑮陽城発見の貯水池と⑰東周王城発見の穀物貯蔵庫である。陽城の貯水池は城内中部北寄り<sup>(51)</sup>で2基発見され、大きい方は東西14.6m、南北4.52~4.2m、深さ2.2~1.5mあり、底に浄水用の河原石が敷きつめてあり、出水用の特別の施設や陶製の水道管が設けられていて、かなり進んだ施設であったようである。次に、東周王城では、城内南部の南北400m、東西300mの範囲内に戦國中・晩期の72基の穀物貯蔵用の穴蔵<sup>(52)</sup>が発見されている。穴蔵は一般に口が広く底が狭い形をしており、直径10m、深さ10m前後のかなり大きなものである。底には水気の浸出を防ぐために木版や青膏泥が敷きつめてあった。このような大規模な穀物貯蔵庫は現在のところこの東周王城でしか発見されていないが、⑲滎陽故城にも穀物倉庫が存在したとされている<sup>(53)</sup>。これら貯水池や穀物貯蔵庫は都市住民の日常生活に必要な施設であり、とりわけ籠城戦になった場合には最も重要な施設であったはずであり、他の都市にも必ず設けられていたと考えられる。

最後に城内外の墓地についてふれておく。城址に附属すると考えられる墓地は、その城の住民のあり方をかなり忠実に反映している可能性がある。⑰東周王城内の墓地は、中州路の発掘によってかなり詳細にわかっている。伊藤道治氏によると、戦国期の墓は大小にかかわらず副葬品の組合せなどその差がかなり均一になることから、この時期には東周王城の住民の大半の経済状態がほぼ一定化したとしている<sup>(54)</sup>。ある程度副葬品の組合せを考えて副葬できる住民は最下層ではなく、一般普通の都市民であったと考えられ、このような均一化した住民が都市民の多くを占めていたことは注目される。また、⑩長子古城西壁外の東周墓地でも多数の墓が発見され、そのうち8基<sup>(55)</sup>だけ報告されている。同一墓地内に春秋晩期と戦國中・晩期の墓が混在して発見されており、報告書は両者の副葬品の相違から、戦国になると青銅礼器を用いることのできない士庶階級の地位の上昇があったことを指摘している。これは、春秋から戦国期にかけての都市住民の構成員の変化があったことを示す一例である。この他、⑮の趙都邯鄲の西北1kmほどに位置する百家村附近にも戦国墓地が発見されている<sup>(56)</sup>。全部で49基の墓が発掘され、報告書によるとすべて同一時期の戦国中期のものとしている。墓は大、中、小に分類でき、うち大型でも大きい5基は殉葬者を伴っており、貴族墓だとされている。そして、これら殉葬者を伴う墓と一部の大型墓には銅器の副葬の量と種類が極めて多い。それに対して、大多数を占める中型墓以下の銅器副葬は少なく、

銅帯鈎の副葬がめだつぐらいである。これらは士階層の墓であろう。ただし、報告書のごとく、この墓地には以上の二つの階層が同時に葬られたとするには問題がある。一部の殉葬者を伴う大型墓(第3, 第57号墓)の銅器や陶器には明らかに春秋後期から戦国前期に遡るものがある。一方、中・小型墓出土の陶器には洛陽中州路の東周第七期(戦国晩期)<sup>(57)</sup>の墓葬出土の陶器に近いものがみうけられるようであり、墓葬には早晚があると考えられる。報告書の中・小型墓に関する材料は乏しく、なんともいえないが、邯鄲でも長子と同様の事態が進行した可能性はないとはいえない。他にも、城址附属と考えられる墓地は、城址内外で見発されているが、発掘例が少なかったり、内容不明のものがほとんどで被葬者の階層性は一般化できないようである。

## (2) 出土文字資料

各地の遺跡から出土する文字資料も、都市の内部機構を明らかにするための重要な材料であり、遺構からではわからない様々な事実を明らかにしてくれる。三晋地域の出土文字資料については拙稿「戦国新出土文字資料概述」<sup>(58)</sup>で取り上げたが、ここでは三晋都市の内部機構を知る手がかりとなると考えられる、銅器、陶器、貨幣の銘文について、都市を視点において見なおしてみたい。

まず、銅器のうちの銅兵器についての最初の系統的な研究として黄盛璋「試論三晋兵器的国別和年代及其相關問題」(考古学報1974—1)が重要であり、最近の出土材料をも利用した研究として佐原康夫「戦国時代の府・庫について」(東洋史研究43—1, 1984)が注目される。これらの研究を参考にしながら、新材料を加えて三晋の兵器製造関係者の統属関係を整理したものが表Iである。黄氏は、韓の中央の監造者(鑄造命令者)として令、司寇のみを挙げているが、裘錫圭氏は、鄭韓故城出土の韓国兵器に「庫畜夫」「邦庫畜夫」「大(太)官上庫畜夫」「大(太)官下庫畜夫」などがみえるとしている。<sup>(59)</sup>『漢書』百官公卿表には少府の属官として太官が見え、顔師古は膳食を主る官としている。戦国韓国の太官は兵器を作っていることから、漢代の太官とは異なると考えられるが、これらの兵器が韓の国都出土ということとあわせて考えると、中央の官としていいのではなからうか。そうすると、韓の国都では、国都を統治する官として鄭令が兵器製造を行なう他、中央政府直属の官も製造を行っていたことになる。魏についても、黄氏や佐原氏は中央の監造者として「邦司寇」のみ挙げているが、佐原氏も挙げている「卅三年、大梁左庫工師丑、冶□」<sup>(60)</sup>銘の銅戈は、国都大梁での「邦司寇」以外の鑄造にかかるもので、あるいは大梁令の監督下に作られたものではないかと思われる。このように考えると、表Iのごとく、三晋諸国の中央国都では、中央政府直属の兵器製造機構と国都を都市として統治する令の兵器製造機構とが明確に分離して存在していたことになる。したがって、県の置かれた三晋都市においては、国都、地方都市にかかわらず、令が統割する兵器製造機構が中央政府の統制から独立して存在していたとみなすことができる。このことは、秦の銅兵器製造系統と比較することによってより明瞭となる(上掲拙稿、頁421参照)。秦でも中央直属の製造機構と地方の県の製造機構が存在することは三晋諸国と同じである。しかし、秦では、国都周辺の県(内史の県)においては相邦あるい

表I 三晋兵器製造関係者表

	中央, 地方の別	監造者	主弁者	造者
韓	中央	(大官)	(邦, 上, 下庫) 奮夫	?
		鄭令 (+ 司寇)	(左, 右, 武, 主庫) 工師 (+ 冶尹)	冶
	地方	(~ 県) 令	(左, 右庫) 工師	冶
魏	中央	邦司寇	(右, 上庫...) 工師	冶
		(大梁令)	(左庫...) 工師	冶
	地方	(~ 県) 令	(左, 右庫) 工師	冶
趙	中央	相邦あるいは守相 (+ 大攻尹)	(邦左, 右庫) 工師 (+ 冶尹)	冶
		趙令	(邦左, 右庫) 校 + 工師	冶
	地方	(~ 県) 令	(右, 上庫...) 工師	冶
			(左, 右, 上, 下, 武庫) 工師	冶

は丞相が兵器製造を統割し、その他の地方の県では郡守が統割しているのである。すなわち、秦の県では三晋と異なり、兵器製造に県令が関与しておらず、県令には統割権がなかったと考えられるのである。このような秦と三晋の都市=県の兵器製造系統の相違はすでに佐原氏が上引の論文で指摘しているが(頁47)、このことは三晋都市=県の性格を考える上で重要である。

銅容器の製造系統は、兵器ほど材料が豊富でないため詳細にはわからないが、兵器に近いところがあるようである。すなわち、〈梁廿七年鼎〉(三代3・43)のように国都の司寇が製造を統割している例の他に、地方の県令が統割している例が多く見出されるのである。たとえば、〈十一年庫奮夫鼎〉(三代3・43)では鬲氏大令が監督して庫奮夫が鑄造責任者となっており、〈卅二年虜令鼎〉(録遺522)、〈卅五年安令盃〉(書道—100)では虜令や安令が監督者、視事が鑄造責任者となっている。そして、〈十三年梁陰令鼎〉(三代3・40)では梁陰令が監督者、上官冢子が鑄造責任者となっている。また、佐原氏は上引の論文で、〈朝歌下官鍾〉(中日欧630)や〈単父上官鼎〉(文物1980—9, 頁17)などの「下官」「上官」なども銅器を作る工房と考え、これらは「朝歌」「単父」などの県令に属した可能性があるとしている(頁36)。以上はすべて魏の例であることから、少なくとも魏の県では県令が統割する兵器製造のための庫がある他、銅容器を専門に製造する別の独立した機構が存在したことになる。

次に陶器の銘文であるが、表Ⅲに挙げたいくつかの城址から、製造地あるいは使用された場所を示すと考えられる印文の押された陶器が出土している。

まず、韓の地域では、②鄭州商城の東北部の広い地域から「亳」の文字のある陶器が多数出土している<sup>(61)</sup>。この地は戦国時代には管と呼ばれ亳という呼称はみえないことから、この字を亳社と関係づける説もあるが、<sup>(62)</sup>確かなことはわからない。ただし、この種の陶器銘文が他の地域の遺跡

から発見されておらず、この城址の特定の地域から大量に発見されていることから管城内の特定の地域を指す可能性が強い。そして、「亳」の印文は「徐」「𠄎」「丘」「十一年以差」<sup>(63)</sup>などの印文と一つの陶器にセットで用いられている点、「徐」「𠄎」などは陶器製造者名か製造機構名ではないかと考えられる。このように考えると、管城には独自の陶器製作場が存在したとみなしてもよいであろう。しかし、それが官営であったか民営であったかは明らかでない。㉔滎陽故城の東北隅からも大量の陶豆の残片が出土し、その一部に「稟」「滎陽稟陶」「滎陽稟」「稟陶新市」「倉」<sup>(64)</sup>などの印文のあるものが発見された。このうち、「滎陽稟」や「稟陶」は「滎陽稟陶」の略であろう。「滎陽」は出土地の地名と考えられ、「稟」とは穀物倉庫のことである。この「滎陽稟陶」とは滎陽の穀物倉庫で使用する陶器という意味か、滎陽の穀物倉庫で製作した陶器という意味であろう。この印文も他地で発見されておらず、また独特な形式をしていることから、この印文のある陶器は出土地で製造されたものであろう。いずれにしろ、滎陽には官倉があり、またその用器を製造する陶器製作場があったことになる。なお、「稟陶新市」の「新市」を市場ととる説があるが、他に「稟陶官心」「稟陶仔」「稟陶沱」「稟陶蔡」「稟陶狔」などの例があることから、「新市」は陶工名ではないかと考えられる。次に㉕陽城の貯水池遺跡や鉄器製作場遺跡からは、「廩」「陽城倉器」「左倉」「倉」などの印文のある陶器が発見されている。<sup>(66)</sup>「陽城倉器」は上述の「滎陽稟陶」と同様、陽城の倉で使用する陶器という意味か、そこで製作した陶器という意味であろう。陽城でも、その官倉と官倉に関する陶器製作場があったことになる。この他、韓地では㉖商水戦国城址で「□□司工」の印文のある陶釜が出土しており、李学勤氏は「扶蘇司工」と読んで「扶蘇」とは出土地の地名と考えている。<sup>(67)</sup>そうすると、この城址には陶器を製造する工官があったことになるが、印文前半がそのように読めるか疑問である。さらに、城址ではないが、滎陽県の北、張楼村から「格氏右司工」の印文がある陶器が出土している。<sup>(68)</sup>「格氏」は鄭韓故城出土の兵器にもみえる地名であり、<sup>(69)</sup>出土地附近に「格氏」という城邑があった可能性が強い。そして、そこには兵器製造機構とともに官営製陶機構も置かれていたと考えられる。

魏については、㉗北平阜古城から「邢公」「公」の印文のある陶器が出土している。<sup>(70)</sup>この城址は戦国時代の邢丘とされており、この地の製造陶器であることを示している。「公」の印文があることから、邢丘にも官営製陶機構があったのであろう。

趙においては、㉘午汲古城の戦国から西漢初にかけての陶窯遺跡から様々な陶器印文が出土している。<sup>(71)</sup>そのうち「吏□」という形式の印文がいくつかあり、字体から戦国期のものと考えられる。「吏」の下の字はみな工人名のものであり、「吏」とあることからこの形式の印文は官営製陶機構製造を示すものかもしれない。これと同じ形式の印文は、やはり趙地と考えられる河北省邢台市西郊の曹演莊遺跡からも幾例か出土している。<sup>(72)</sup>

陶器の印文に関しては、魏や趙については出土例も少なく不明な点が多いが、韓においては各都市に官営の製陶機構が存在していた可能性があり、あわせて穀物倉庫の存在もうかがうことが

できる。とくに、地名のあるものがその出土地に比定されることから、都市にはその都市の用をまかなうための独立した製陶機構が存在していたと考えることができる。

なお、⑥北寿城古城からは「降亭」、⑧禹王城からは「安亭」、⑩午汲古城からは「邯亭」、⑳東周王城からは「河亭」の陶器印文が発見されているが、これらは印文の書体や出土状況から、<sup>(78)</sup>みな秦代あるいは漢初のもたとされているのでここでは省略する。

最後に貨幣であるが、三晋諸国の貨幣と考えられるものには、橋形方足布、方足布、尖足布、円足布、三孔布、円孔円銭、直刀銭など様々な種類がある。ただし、注目されるのは、これほど様々な種類の貨幣がありながら、それらすべてには地名が鑄込まれていて、しかも一つの国で排他的に流通したと考えられる統一貨幣が存在した形跡がないことである。鄭家相『中国古代貨幣発展史』(1958, 生活・読書・新知三聯書店)によると、橋形方足布は、「梁」「安邑」「虞」「蒲坂」「陰晋」「晋陽」「京」など総数16の地名がみえる(頁118~132)。そして、尖足布の大型の地名は9種、小型は31種、方足布の地名はなんと79種にもものぼる(頁91~115)。円足布、三孔布、円孔円銭、直刀銭の地名の種類はこれらに比べるとずっと少ないが、それでも10種を超える地名がみえる貨幣もある。

これら地名を有する貨幣は、一般にその地名の土地で独自に発行されたものと考えられている。そして、その地はそれぞれ個有の都市であったと考えられる。地名を有する貨幣が、その鑄型などの出土によって地名と対応する都市で鑄造されたことを証明できる例はないが、表Ⅲであげた城址に比定される地名を有する貨幣は実際かなり存在する。

たとえば、①古晋陽城は趙の晋陽とされるが、「晋陽」の銘を有する貨幣は、橋形方足布、方足布、尖足布、円足布など様々な種類の貨幣に見える。⑧共城の「共」の銘文のあるものは、橋形方足布、方足布、円孔円銭があり、⑤の「邯鄲」の銘文のあるものには尖足布、直刀銭がある。また、⑧禹王城は「安邑」と考えられるが、その地名は橋形方足布に見え、⑩の「長子」、⑳⑳の「陽城」、㉑の「宜陽」は方足布に見え、⑩の「武安」は尖足布に見える。このような地名を鑄込んだ貨幣は、それぞれ三晋諸国の実在の都市が独自に発行したものとして大過ないであろう。この点も、すでに上引の拙稿で指摘したごとく、秦において統一貨幣と考えられる半両銭のみ流通していたのとは大いに異なっている。

以上の出土文字資料による各種製造機構と倉の存在の推測と、前節でふれた各城址で発見されている製作場遺跡を、主な城址、遺跡ごとに整理すると表Ⅱのごとくになる。国都にあたる城址では、銅兵器、銅容器、鉄器、陶器や骨器、玉器、石器などの製造機構、貨幣の発行など非常によくそろっていることがわかる。ただし、これは一国の中心である国都として当然のことであろう。問題は国都以外の地方都市である。表Ⅱに挙げた限りでは、㉑の陽城が比較的好くそろっており、少なくとも銅兵器、鉄器、陶器の製造機構と穀物倉の存在が確認でき、貨幣の発行も行なわれていた可能性がある。しかし、他の城址では陽城ほどはそろっていない。ただし、これは地

表Ⅱ 三晋都市器物製作場・貨幣・穀物倉存否表

	銅兵器	その他の銅器	鉄器	陶器	骨器	玉器	石器	貨幣	穀物倉
④侯馬古城群(新田)		○		○	○			○	
⑫盩厔古城(中山)	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑮大北城(邯鄲)	△	△	○	○	○		○	△	
⑳鄭韓故城(鄭)	△	○△	○	○	○	○			
㉑東周王城(周)	△	△		○	○	○		△	○
⑧禹王城(安邑)		△						△	
⑩長子古城(長子)	△	△						△	
⑩午汲古城(武安)				○				△	
⑬共城(共)	△							△	
㉒州城(州)	△	△							
㉒北平皋古城(邢丘)				△				△?	
㉒滎陽故城(滎陽)			○	△					○△
滎陽張樓村(格氏)	△			△					
㉒陽城(陽城)	△		○	△				△?	△
㉒商水古城(陽城)			○	△				△?	

○印, 製作場遺跡

△印, 出土文字資料

方の城址の調査発掘がそれほど進められていないことから、そのままにはうけとれない。むしろ、すでに上引の論文で黄盛璋氏が指摘しているごとく、銅兵器の製造地と貨幣の発行地が相当重なっている点の方を注目すべきであろう。黄氏によると、兵器を製造する庫が確認できる36都市のうち、23の都市で貨幣が鑄造発行されていたとしている(頁40の表)<sup>(74)</sup>。現在のところ、確かに地方都市では国都のごとく、骨器、玉器、石器の製作場は発見されておらず、これらが一般的に地方都市で製造されていたとは考えられない。しかし、それ以外の銅兵器やその他の銅器、そして貨幣の鑄造は、それぞれ製造技術上に関連があることから、そのうち一つの遺跡あるいは遺物が確認できれば他のものや陶器の製造も行なわれた可能性が高いであろう。すなわち、以上のものの素材は共通して青銅であり、さらに鑄造の際には一般に陶範が用いられるという共通性がある<sup>(75)</sup>。この陶範の製作には、当然高度な製陶技術が関係していたはずである。各城址には犬抵陶片や瓦片が大量に散布しているが、これらも都市独自の陶器製作場で作られた可能性が高いであろう。なお、鉄器に関して、この時代には鑄鉄が多いことから陶範が用いられることが多かったと考えられる<sup>(76)</sup>。しかし、鉄器製作場の遺跡の発見はいまだ少なく、鉄器製作場がこの時代に各都市に普遍的であったとするには問題がある。ともかく、銅兵器やその他の銅器、陶器の製作場を有し、貨幣を発行した地方都市は、その遺物の量や種類の多さから考えてかなり一般的ではなかったかと思われる。そして、より重要なことは、これらの都市が独自に独立したこれら製造機構を有していたと考えられることである。要するに、三晋の地方都市は、制度的に独立した、銅兵器やその他の銅器、陶器の製造機構と貨幣の発行権や食料倉庫を有していた、それ自体で独立した都市

であったと考えられるのである。そして、このような都市の性格は、国都の場合にとりわけ明確に現われている。

三晋都市のこのような側面について、佐原康夫氏は上引の論文で、これらの都市が軍事的に独立して対処できるように行政的に整備された軍事都市であったからだと理解している。そして、氏はこのような三晋都市と秦の都市の軍事的都市としての共通性を重視しているが、個々の都市の国家における位置を問題とする場合、両者の都市としての性格の相違の方が重要であると考えられる。三晋都市は、とくに兵器製造と貨幣発行において顕著であるが、中央政府あるいは郡が制度的に統御する形になっていないのである。

ただし、ここで問題になるのは、三晋諸国においても、秦と同様、都市を県として統割する郡が確かに存在していることである。『戦国策』秦策一の張儀の言によると、趙の代郡には36県、上党郡には17県あったことになっており、齊策二によると上党郡には少なくとも24県あったらしい。また、『史記』秦本紀には、恵文君10年に魏が上郡の15県を秦に納めたとある。楊寛『戦国史』(1980, 上海人民出版社)の附録一、戦国郡表によると、少なくとも魏には5郡、趙には4郡、韓には3郡あったことがわかる。そして、楊寛氏は本書で、戦国時代の各国の郡は主として外敵に備えて辺境に置かれたもので、郡の長官(守あるいは太守)は一郡の壮丁を兵卒として徴発する権限を有していたとしている(頁211)。しかし、氏がその例として挙げている『戦国策』趙策一の例、上党太守の斬顔が郡の守備兵を総動員しようとしたのは秦軍の攻撃という突発的事態に対処するためである。太守による属下の県の兵卒の動員もあくまで臨時的なものではなかったかと考えられる。さらに、郡の設置目的自体、辺境に備えるという本来臨時的な性格が強く、太守の権限はかなり限られたものであったと考えられる。少なくとも三晋の郡では、上述のごとく、秦のように属下の県を統割するための恒常的なシステムは存在しなかったのではなかろうか。

以上、要するに、三晋諸国では、都市=県を統割する郡は存在したが、それはあくまで臨時的な性格のもので、都市=県の制度的独立性は相当強固なものであったと考えられる。では、この三晋都市の制度的独立性はいかなるところに由来するのであろうか。この問題は都市の住民との関係で考えてみる必要がある。

### Ⅲ 三晋都市の住民

三晋都市の住民の実態について考えるにあたって、あつかう材料はここでは戦国時代に直接係わるもの限定しておきたい。戦国時代の都市住民に関する史料は極めて乏しく、前後の時代からの類推という方法も当然必要になってくるが、乏しい史料の中から確実に言えることのみまず明らかにしておくことが必要であろう。ここでは一応、韓、魏、趙が智伯を滅ぼして実質上晋国を三分した前453年前後から、秦が天下を統一する前221年までを戦国時代とし、この時間内に納まる材料を利用することとする。

まず最初に、三晋都市の住民の構成をみておく必要がある。国都には言うまでもなく、王、貴族、官吏がいたであろう。また地方都市では、貴族の封邑には貴族と邑を管理する官吏、県の置かれた都市には県令と属下の官吏、県の置かれなかった都市にもやはり都市を管理する官吏がいたはずである。さらに、戦国時代には郡県に徴兵制が敷かれ、常備軍が設けられたとされている<sup>(77)</sup>から、各都市にも都市防衛のための兵卒が置かれていたと考えられる。韓の<sup>⑧</sup>宜陽には「材士十萬」が置かれ（『戦国策』東周策二）、魏が都大梁を秦に攻められた時には「百県の勝甲」30万を動員して大梁を守備したとされている（『史記』穰侯列伝、『戦国策』魏策三、『戦国縦横家書』一五・須賈説穰侯章）。大梁の場合は都を攻囲された特別の場合であり、宜陽の場合は秦に対する最前線で郡に必敵するほどの大県とされているので（『戦国策』秦策二）、守備兵の数は別格のものであろう。しかし、一般地方都市も城壁をめぐらし、兵器製造機構を有する軍事的都市である以上、それ相応の常備兵が置かれていたと考えてよいであろう。

次に一般庶民であるが、常識的には、生業を有する住民として、商人、手工業者、農民が考えられる。有力な都市には市が設けられ、器物製作場が存在していることから、取引を行なう商人が当然住んでいたはずである。そして、その中には大商人も存在し、陶の朱公と呼ばれた范蠡は交易の要衝である陶に移住して耕畜を行ない、その後投機的商業に従事して巨万の財産を築いたとされている（『史記』越王句踐世家）。また、秦の相国にまでなった呂不韋は陽翟の大商人で、やはり都市間の投機的商業によって千金を貯えたとされている（『史記』呂不韋列伝）。都市の手工業者の存在は、前章でふれた城址における各種製作場遺跡の存在により明らかである。そして、官営手工業の他、民営手工業も存在したことは、その製品を取引する商人の存在から推測できる。なお、都市には生産業者だけでなく、都市生活に必要な各種の技術を提供する職人も住んでいたはずである。市中に住んでいた屠殺業者などはその例であろう（『史記』魏公子列伝）。農民については、城中(外郭内)にある程度の農地があり、農民が住んでいたことは伊藤道治氏も論証しており<sup>(78)</sup>、城外近郊の農地を耕作する農民も城内に住んでいたのではないかと考えられる。『韓非子』外儲説左上篇には、趙襄子の時、中牟令の壬登が一日のうちに中牟の学者を二人も中大夫に推薦したため、「中牟の人、その田耘を弃て、宅圃を売り、文学に随う者、邑の半なり」とある。晋の中牟の邑内には確かに農民が住んでいたことがわかる。また、『戦国策』秦策四には、趙が剛平に邑を築いたため（前383年のこと）、「衛に東野なく、芻牧薪采、敢えて東門を闢ら<sup>うかが</sup>なし」とある。これによると、衛の国都内には牧畜や薪採りをする人々も住んでいたことになる。

都市には、上述の『韓非子』にみえた「文学に随う者」などの他、やはり生産活動に従事しない、貴族や官僚など都市の有力者に依附する食客と呼ばれる人々も相当数居住していたようである。魏都大梁に居住していたと考えられる魏の公子信陵君は、各地から集まった食客三千人を抱えていたとされるし（『史記』魏公子列伝）、また、東武城に封ぜられた趙の平原君も遠方から集まった食客を多数抱えていたことはよく知られている（『史記』平原君虞卿列伝）。これらは一国

の有力な貴族の例であるが、一般の庶民でも財力や人望のある者は客を抱える場合があったようである。『史記』張耳陳餘列伝には、魏の外黄の富人の客がみえるし、同伝にはまた、張耳はこの富人の娘を娶ることによって財力を得、「千里の客を致」したとある。張耳は各地を遊行して客を得た後、魏の外黄令となっている。そして、これよりいっそう名声が上ったとあるので、さらに多くの客が集まったことと思われる。

都市には、以上のごとく、貴族、官吏、兵卒、各種生業を有する人々の他、食客など一種の遊民が居住していたことは明らかであるが、それぞれの割合はどのようであり、いかなる階層が主体となっていたかが問題である。この点は個別の都市については全く明らかにしがたい。ただし、『漢書』食貨志上にみえる魏の李悝の平糶法の記事が一つの参考になるのではないと思われる。古賀登氏は「<sup>(79)</sup> 尽地力説考—戦国魏の李悝の経済政策」において、平糶法にみえる数字を操作して、魏国の階層別人口比を、自営農4：隸農2：役人・軍人1：商工業者2とばじき出している。これによると、農民の割合は3分の2で大半を占めることになる。しかし、これはそのまま都市内の人口比とするわけにはいかない。戦国時代といえども、すべての人口が都市に集中していたわけではなく、都市間には都市といえない農民主体の自然村が相当数存在していたと考えられる。<sup>(80)</sup> また器物製作場や市を有する都市では当然商工業者の比率が高くなっていると思われる。このような状況を考慮すれば、商工業者と役人・軍人の全人口に占める3分の1という数字はかなり高いといえるのではないと思われる。都市においては、農民は必ずしも数の上で圧倒的多数を占めていたとはいえないであろう。

では、そのような都市の住民はいかに組織されていたのであろうか。雲夢秦簡の魏戸律には「民或いは邑を棄て壑(野)に居し、人の孤寡に入り、人の婦女を徼むるは邦の故に非ざるなり」とあり、そのような人間には「戸を為さしむるなかれ、田宇を鼠(予)うるなかれ」とある(『睡虎地秦墓竹簡』[1978, 文物出版社] 頁292)。これによって、魏ではかつてに邑(=都市, 聚落)を離れることは強く制限されていたことがわかる。魏では都市の住民は居住に関して法律によってなんらかの規制を受けていたことは確かであろう。宮崎市定氏は、漢代以前の聚落は、都市をはじめとしてすべて城郭に囲まれており、その内部はいくつかの里に区画されていたとしている。<sup>(81)</sup> しかし、氏は里を単なる支配のための行政区画とするのではなく、里老、郷三老、県三老を精神的指導者として相互扶助的な団結が存在していたともされている。しかし、このような里が戦国時代の三晋諸国に存在したかどうかは史料的には確認できない。確かに、『史記』刺客列伝にみえる聶政という人物は、軹の深井里の人とあり、三晋の都市にも里があったようである。また、『史記』滑稽列伝の褚少孫補記には、西門豹の「河伯娶婦」に関する有名な話がみえるが、魏文侯の時の鄴には三老や里の父老がいたことになっている。そして、この三老や里の父老は、「河伯娶婦」の儀式が行なわれる時には、鄴の廷掾やその官属、および豪長者とならんで主要な列席者となっており、彼らは鄴の住民を代表する指導的立場にあったと考えられる。ただし、この褚少

孫補記は漢の元帝、成帝の時に作られたものであり、内容は漢代になってからの事実を反映している可能性が強い<sup>(82)</sup>。戦国時代の三晋諸国の都市に里が存在したことは確かと思われるが、そこに漢代的な性格を有する父老が存在し、さらにその上にやはり漢代的な三老が存在して都市住民の意志を代表していたかどうかは史料的に直接裏付けることはできない。

とはいうものの、都市の住民は個々ばらばらで、行政的に上から一方的に支配される存在でしかなかったと言うことはできない。注目されるのは、韓の桓惠王10年(前263年)<sup>(83)</sup>、韓が秦に攻められた時の上党郡の住民の動向である。この話にはいくつかの異伝があるが、少々長くなるけれども、まずそのうち最も詳しい『戦国策』趙策一の秦王謂公子章の関係部分を引用する<sup>(84)</sup>。

- 1) (秦)乃ち兵を起し、一軍は熒陽に臨み、一軍は太行に臨む。
- 2) 韓恐れ、陽城君をして入りて秦に謝し、上党の地を效して以って和を請わしめ、韓陽をして上党の守斬鍾に告げしめて曰く。秦、二軍を起して以って韓に臨む。韓有つあたわず。今、王、韓をして兵を興して上党を以って秦に和せしめ、陽をして之を太守に言わしむ。太守其れ之を效せ、と。斬鍾曰く。人に言あり。挈瓶の知も守器を失わず、と。王と雖も、それ猜わん。臣、請う。悉く守を發して以って秦に應ぜん。若し卒うることあたわざれば、則ち之に死せん、と。
- 3) 韓陽趨りて以って王に報ず。王曰く。吾始め已に応侯に諾せり。今、与えずば、是れ之を欺くなり、と。乃ち馮亭をして斬鍾に代わらしむ。馮亭守ること三十日。陰かに人をして趙王に請わしめて曰く。韓、上党を守るあたわず。且に以って秦に与えんとするも、其の民皆、秦と為るを欲せずして、趙と為るを願う。今、城市の邑七十有り。願わくは拜して之を王に内れん。唯だ王之を才せんことを、と。
- 4) 趙王喜び、平原君を召して之に告げて曰く。韓、上党を守るあたわず。且に以って秦に与えんとするも、其の吏民秦と為るを欲せずして皆、趙と為るを願う。今、馮亭、使者をして以って寡人に与う。何如、と。趙豹対えて曰く。臣聞く。聖人は甚だ故なきの利を禍とす、と。王曰く。人、吾が義に懷く。何ぞ故なきと謂うや、と。対えて曰く。秦は韓氏の地を蠶食し、中絶して相い通ぜしめず。故に自ら以為く。坐して上党を受けん、と。且つ夫れ韓の趙に内るる所以の者は、其の禍を嫁せんと欲すればなり。秦は其の労を被りて趙は其の利を受く。強大と雖も、之を小弱より得るあたわず。而るに小弱願って能く之を強大より得んや。今、王之を取る。故有ると言う可きや。且つ秦は牛を以って田し、水もて糧を通ず。其の死士は皆之を上地に列す。令敵にして政行なわる。与に戦う可からず。王自ら之を図らんことを、と。王大いに怒って曰く。夫れ百万の衆を用いて攻戦し、年を踰え歳を歴るも、いまだ一城をも見ざるなり。今、兵を用いずして城七十を得。何の故にか為さざらん、と。趙豹出ず。王、趙勝、趙禹を召して之に告げて曰く。韓、上党を守るあたわず。今、其の守、以って寡人に与うるに城市の邑七十有り、と。二人対えて曰く。兵

を用いて年を踰ゆるにいまだ一城をも見ず。今、坐して城を得るは、此れ大利なり、と。乃ち、趙勝をして往きて地を受けしむ。

- 5) 趙勝至りて曰く。敝邑の王、使者臣勝をして太守に詔有らしむ。臣勝をして謂わしめて曰く。請う、三万戸の都を以って太守を封じ、千戸もて県令を封じ、諸吏皆、爵三級を益し、民の能く相集まる者は、家ごとに六金を賜わん、と。馮亭、涕を垂れて勉して曰く。是れ吾、三不義に処るなり。主の為に地を守りて死するあたわずして、以って人に与うは不義の一なり。主、之を秦に入るに、主命に順わざるは不義の二なり。主の地を売りて之に食するは不義の三なり、と。封を辞して韓に入り、韓王に謂いて曰く。趙、韓の上党を守るあたわざるを聞きて、今、兵を發して已に之を取れり、と。韓、秦に告げて曰く。趙、兵を起して上党を取る、と。

- 6) 秦王怒り、公孫起、王齕をして兵を以って趙に長平に遇わしむ。

最後の部分にあるように、この話は有名な長平の戦の発端になった事件である。しかし、この話にはいくつかの異伝がある。まず、1)の部分では、秦は二軍に分かれて、一軍は熒陽に、一軍は太行に出兵したとある。一方、『史記』白起王翦列伝には、秦昭王45年(前262年)、將軍白起が「韓の野王を伐つ。野王秦に降り、上党の道絶つ」とあり、そのすぐ後に上党守馮亭のことが記されている。野王について、〈索隱〉は孟康の古の邢国とする説を引いている。そうすると、野王は表Ⅲの㊸北平皋古城のある地、すなわち邢丘のこととなる。白起王翦列伝にはまた、蘇代が秦昭王48年(前259年)に応侯(范雎)に語った言葉として、「秦、嘗って韓を攻め、邢丘を囲み上党に困む。上党の民、皆反して趙の為にす」とある。しかし、一方〈正義〉には、野王は懷州河内県で、春秋時代の野王邑のこととしている。そうすると、現在の沁陽県となり、邢丘とは別地である。あるいは、秦はこの時、野王と邢丘の二地を攻略したのかもしれない。1)の部分の二軍に分けての出兵は、具体的にはこの両地の攻略を指す可能性があるであろう。しかし、そうでないとしても、邢丘は黄河の対岸の熒陽(滎陽)に向う道の要地であり、また野王を沁陽県とみなしても、沁河と丹河の合流点上党への道の咽喉にあたる。どちらにしても、その地を抑えれば韓の国都鄭と上党郡を結ぶ道路は絶たれ、上党郡は孤立をすることになる。2)の部分で韓陽が、3)の部分で馮亭が上党を保守できないと言っているのはこうした状況にもとづいているのであろう。

次に、2)の部分の上党守斬鍾の事は他の文献には見えない。郡太守の独立性を示す興味深い材料であるが、この部分が事実にもとづくものか不明である。あるいは、この話の主人公ともみなせる馮亭を際立たせるためにあえて附加された話ともみなすこともできる。

3)の部分について注目されるのは、上党守馮亭が趙に降ろうとした理由である。しかし、その理由に関しても少し異なった内容の話が伝わっている。引用した趙策一では、馮亭は趙王に対して、韓王の意向に従って上党を秦に与えようとしたが、上党の民は秦に属することを望まず、趙

に属することを願っているため、この民の意向に従って趙に降りたいと申し出ている。また、『史記』趙世家でも、「韓、上党を守るあたわず、之を秦に入る。其の吏民皆、趙と為るを安んじ、秦と為るを欲せず。城市の邑十七有り。願くは再拜して之を趙に入れ、王の吏民に賜う所以を聴かん」と言っており、やはり民の意向に従って趙に属することを趙王に申し出ている。ただし、ここでは、趙に属することを意志表示したのは「吏民」となっており、上党の邑数も17になっている。趙策一の3)の部分でも、趙王の同内容客の言葉は「吏民」となっており、また5)の部分でも趙は投降に対する賞賜を民の他に太守、県令、諸吏にも与えていることから、趙に属することを願ったのは「民」だけでなく「吏」も含むものであろう。上党の邑(県)数も、『戦国策』秦策一や『韓非子』初見秦篇では「上党十七県」とあり、「十七」が正しいのではないかと思われる。古文字では「十」と「七」は字形が極めて近く、よく混同される。ともかく、ここで韓王の意向を無視して趙に属することを願った「吏民」は、これら上党郡下の17の県=都市の住民であったと考えられる。

ところで一方、『史記』白起王翦列伝では、「其の守馮亭、民と謀りて曰く。鄭道已に絶ち、韓は必ず民を為むるを得べからず。秦兵日に進み、韓は応うるあたわず。上党を以て趙に帰するにしかず。趙、若し我を受くれば、秦怒りて必ず趙を攻めん。趙、兵を被むれば必ず韓に親しまん。韓、趙一と為れば、則ち以て秦に当るべし」とある。ここでは、馮亭の方から民に謀ったことになっていて、民の意志に従ったという面はうすれている。そして、趙に降る理由も、趙が韓と一致して秦に当らざるをえなくするよう仕向けるための馮亭自身の策謀の色あいが濃くなっている。しかし、これも上党の民の秦に対する拒絶の意志を踏まえた上での策謀であることには変わりないであろう。

上党の民が秦の支配に対して拒絶感を持っていたことは、白起王翦列伝の他の部分からもうかがうことができる。上引の語の後、秦昭王47年(前260年)には、「秦、左庶長王齮をして韓を攻めしめ上党を取る。上党の民趙に走る」とある。秦が上党を占領すると、その民は秦の支配をきらって趙に逃亡しているのである。また同伝で、武安君白起は、趙の軍を長平で敗り、降卒40万の処遇を検討した際に、「前に秦已に上党を抜き、上党の民、秦と為るを樂しまずして趙に帰す」と述べている。同じようなことは、やはり同伝で蘇代(『戦国策』秦策三は人名不明)が秦相応侯(范雎)に語った言葉にみえ、「上党の民、皆反して趙と為る。天下、秦民と為るを樂しまざるの日久し」とある。秦側の人間にとっても、上党の民の秦に対する拒絶の意志は強烈に感じとられていたのである。

そして、実際上も上党の民は、秦の支配に容易に服さなかったようである。白起王翦列伝には、王齮の上党占領の翌年、長平の戦の後、昭王48年(前259年)に「秦、復た上党郡を定む」とある。これは、秦本紀の昭襄王(昭王)48年に「司馬梗、北の方太原を定め、尽く韓の上党を有つ。正月、兵罷め、復た上党を守る」とあるのに対応するであろう。「復た」とある点、上党占領後

も不隠な動きがあったことを示しているのではなからうか。さらに上党は、その後大分たってからも反乱を起しているようである。『史記』秦本紀の莊襄王4年(前246年)に「王齮, 上党を攻む」とある。これは、六国年表の韓桓惠王26年(前247年)の記事, 「秦, 我が上党を抜く」とあるのに対応すると考えられる。これをみても, 上党の民の秦の支配に対する拒絶感は極めて強かったと考えられる。

4)の部分は, 趙王が馮亭の申し出に対して趙豹と趙勝, 趙禹に意見を求めた部分である。趙策一は趙豹を平原君としているが, 平原君は趙勝であるので, 『史記』趙世家, 白起王翦列伝に従って平陽君とすべきである。なお, 白起王翦列伝では趙禹の名は省略されている。趙王と趙豹の会話の部分は『史記』趙世家もほとんど同じである。要するに, 平陽君趙豹の意見は, 馮亭が上党を趙に入れようとする第一の目的は秦の攻撃の矛先を趙に向けさせることで, 馮亭の申し出は策略に他ならないということである。白起王翦列伝のこの部分の内容は非常に簡略ではあるが, 「受くる勿きにしかず。受くるの禍は得る所より大なり」とあり, 趣旨は同じである。これに対して, 平原君趙勝と趙禹の意見は, 投降してくる者を拒否する理由はないという意見であり, 『戦国策』, 『史記』ともに内容的な相違はほとんどない。ともかく, 趙豹の意見のごとく, 趙側には馮亭の申し出が策略ではないかという疑いが一部にあったことは確かであろう。

5)の部分では, 趙王が趙勝を使者として派遣して, 馮亭ならびに県令を封じ, 属下の吏や民にも相応の賞賜を与えようとしたが, 馮亭は封を辞退して韓に戻り, 趙が出兵して上党を奪ったと報告している。そして, 韓も秦に対して趙がかってに上党を奪ったように告げ, 6)の部分で, 秦を怒らせて趙を攻めさせるという馮亭の策謀が成功した形で終わっている。したがって, ここに引用した『戦国策』趙策一は, 全体として馮亭が韓の禍を趙に転嫁するという策謀の話に仕立てあげられていると考えることができる。

しかし, 『史記』趙世家では, 5)の前半部分はほとんど同じであるが, 馮亭が封を辞退して韓に帰って王に報告したという部分はない。また, 白起王翦列伝では, 「因りて馮亭を封じて華陽君と為す」とあり, 封を受けたことになっている。さらに, 『漢書』馮奉世伝では, 「馮亭, 乃ち上党を入れ趙に城守す。趙, 馮亭を封じて華陽君と為す。趙將括と与に秦を距み, 長平に戦いて死す」とある。ここでは, やはり華陽君に封ぜられ, そして趙のために秦と戦って戦死したことになっており, 引用の趙策一とは大きく食い違っている。白起王翦列伝の「因りて馮亭を封じて華陽君と為す」とあるだけでは, 実際に封を受けたかどうかかわからないし, 『漢書』はずっと後世の史料であり信用できないとする見方もあろう。しかし, ここでは『漢書』の記述を取りたい。馮亭の子孫は, 秦代にも高位高官に昇っており, 漢の文帝の時には『史記』に伝のある馮唐がいる。『漢書』に伝のある, 元帝の時に將軍として活躍した馮奉世もその子孫である。馮亭の子孫は, 西漢末まで名家として確実に存続しており, 『漢書』の記事はその家の伝承にもとづくかなり確実な史料ではないかと考えられる。

以上、『戦国策』趙策一と他の史料との異同を検討してきたが、事実と思われる部分をまとめてみると以下のごとくになりそう。秦が韓の国都と上党郡を結ぶ位置にあるかなめの都市を攻略したため、上党郡は孤立してしまう。そこで、上党郡守の馮亭は、属下の17の県の吏民の意向に従い、秦に降るよりも趙に属する方を選ぶ。趙は馮亭を華陽君に封じ、彼は趙のために秦と戦って戦死する。このように理解すると、馮亭は韓王の意向を無視してまで、あくまで秦に属することを拒否する吏民の意志に従い、秦との戦い殉じたといえることができる。馮亭にとっては、趙に降ることは韓のためにする策謀などといったものではなかったと思われる。

では、なぜ上党の県＝都市の吏民は秦に属することを拒否して趙に属することを願ったのであろうか。その理由はいろいろ考えられるであろうが、最も大きな理由は、秦に属することは秦の支配の方式を受け入れることであり、そのことは自らの県＝都市の自立的体制の解体を意味したためではなからうか。それ故に、上党の県＝都市の吏民は、秦に降れという王の意向を無視してまで、同質的な趙の支配を選んだのではないかと考えられる。

すでに前章で述べたごとく、三晋と秦では都市に対する上位権力の支配のあり方には際立った相違が見られた。三晋諸国の都市は、制度的に極めて独立性の高いものであったが、それに対して秦の県＝都市は、兵器製造機構にとくに顕著に見られるように、上位の機関の支配を強く受けるようなシステムになっていた。秦の県＝都市支配は、その独立性を制限して、上位機関が中央集権的に支配を貫徹しようとする傾向が強いのである。

このような秦の支配下の県＝都市に対する支配をより徹底して意図したものとして注目されるのは、占領した都市の住民をそっくり強制的に他に移すという都市支配の方式である。

- 1) 秦恵王八年(前330年)、樗里子を右更に爵し、将いせしめて曲沃を伐つ。尽く其の人を出して其の城を取る。地は秦に入る(『史記』樗里子甘茂列伝)。
- 2) (恵文君)十三年(前325年)、(略)張儀をして伐ちて陝を取らしめ、其の人を出して魏に与う(『史記』秦本紀)。
- 3) (魏哀王五年〔前314年〕)秦、我が曲沃を抜き、其の人を帰す(『史記』六国年表)。
- 4) (昭襄王)二十一年(前286年)、錯、魏の河内を攻む。魏は安邑を献じ、秦は其の人を出し、募りて河東に従し、爵を賜う。罪人を赦して之に遷す(『史記』秦本紀)。
- 5) (秦王政)八年(前239年)、王弟長安君成蟜、軍を将いて趙を撃ち、屯留に反す。軍吏は皆斬死す。其の民を臨洮に遷す。將軍壁、死し、卒の屯留の蒲鶮、反して死す。其の屍を戮す(『史記』秦始皇本紀)。

戦国時代、秦が占領した三晋都市の住民を他地に強制的に移した記事は以上の五例であるが、他に魏が行なった例が一例だけある。『史記』魏世家には「(魏文侯)十三年(前433年)、子擊をして繁龐を困ましめ、其の民を出す」とある。この例は上掲の秦の例に比べて百年以上早い。繁龐という地や強制移住の具体的状況はわからないが、秦の例と同一には論ぜられないのではないか

と思われる。<sup>(86)</sup> 戦国中期以後の例は秦の例のみであり、秦特有の占領地支配の方法ではなかったかと考えられる。

さて、1)と3)は同一の事とする考えもある。<sup>(87)</sup> 曲沃について、『史記』六国年表には、魏襄王5年(秦恵文王8年、前330年)の項に、「秦、我が焦、曲沃を困む」とあり、秦本紀の翌恵文君9年には「焦を囲み之を降す」とある。そしてさらに六国年表には、魏襄王8年(秦恵文王11年、前327年)の項に、「秦、我に焦、曲沃を帰す」とある。これよりみると、恵文君9年、あるいはその前後に秦は焦だけでなく曲沃をも占領した可能性がある。そうすると、1)の秦恵王8年の秦による曲沃占領と住民の強制移住はこの時と考えても矛盾はない。その後、曲沃は魏に返還されたが、六国年表によると、魏襄王13年(秦恵文王更元3年、前323年)の項に「秦、曲沃を取る」とあるように、また秦に占領される。しかし、その後3)の魏哀王5年(秦恵文王更元11年)の曲沃攻略とその民の強制移住の記事が現われるのであるから、曲沃は再び秦のものでなくなったことになる。このように見てくると、秦の曲沃支配は相当困難なものがあつたことがわかる。そして、このことは逆にその住民の秦の支配に対する抵抗も強かつたことを示しているであろう。この抵抗の強さに対して、曲沃の全住民の強制移住という強行な手段が取られたものと考えられる。2)では、秦は陝を攻略したあと、城だけを取つてその住民は魏に返還している。これなどは、移した後の抵抗を事前に回避しようとしたものであろう。また、4)では秦は魏より安邑を受取つた後、旧住民を河東に移して免罪人を充たしている。池田雄一氏は、安邑はもと魏の国都であり、また魏秦間の抗争地であつたため、治安対策上特別にこのような措置がとられたとして<sup>(88)</sup>いる。しかし、この場合も住民の抵抗が強かつたために取られた措置であることには変りがないであろう。5)の例の前半では、趙の屯留を攻撃した秦の将軍が逆に屯留で反乱を起した結果、その住民が強制移住させられている。これだけの史料からでは詳しい事情はわからないが、秦の将軍の反乱は屯留の住民の動向と係わつていた可能性がある。この屯留という都市は、上述のごとく、これより先に秦に属するよりも趙に属することを願つた上党の主要な都市なのである。このように、秦は占領地の都市の住民の抵抗が特に強く、秦の支配を受け入れない場合は、その住民の総入れかえすらはばからなかつたのであり、それは都市の住民の組織を根本から破壊することを意図するものであつた。

都市の独立性を解体して中央集権的に支配する秦の方式は、その統一の過程において緩められるどころか、より強化されたようである。秦は占領地に次々と郡を設置して行つたが、統一と同時に全国を36郡に分けた(『史記』秦始皇本紀、六国年表)。そして、『史記』李斯列伝によると、「郡県の城を夷らげ、其の兵刃を銷し、復た用いざるを示す」とあり、全国の郡県の城壁を取り壊し、郡県の兵器を没収して鑄つぶしている。秦始皇本紀所引の賈誼の論によると、始皇帝は「名城を墮し、豪俊を殺し、天下の兵を収めて之を咸陽に聚め、鋒を銷かして鑪を鑄、以つて金人十二を為る」とある。また、秦始皇本紀に見える、始皇帝の32年に立てられた碣石刻石にも

「城郭を壊し」とか「城郭を墮壊し」とあり、秦が全国の都市の城壁を取り壊したのは事実であろう。そして、天下の兵器を収めて鐘鐻の金人12体を鑄造したのは天下統一と同時であるので(『史記』秦始皇本紀)、城壁の取り壊しも天下統一と同時であろう。注目されるのは、郡県の城壁の取り壊しと郡県の兵器の没収が同時に行なわれていることである。この兵器没収は、単に民間の兵器を没収するだけでなく、都市=県の制度的独立性を支える重要な部分である、都市=県の兵器製造権をも奪うことを意味したのではないかと思われる。そして、都市=県の独立性の象徴ともいえる城壁すら取り壊しているのである。ここに、秦の都市=県支配の本質が示めされているといえないであろうか。

以上のごとく、秦の支配の方式は、一貫して都市の独立性を認めず、中央集権の支配を貫徹しようとするものであった。しかし、上述の上党の諸県の吏民の例に顕著なように、三晋の諸都市は、このような支配にたえず抵抗しているのである。ここには、都市住民の主体的意志の存在が認められるであろう。三晋都市の制度的独立性も、このような主体的存在としての都市の住民によって支えられていたのではないかと考えられる。

#### Ⅳ むすびにかえて

以上のごとく、三晋地域ではとくに交通の要衝と思われる地域において、相当巨大な都市がかなり近接して分布していた。そして、これらの都市は、独立した器物製作場や穀物倉、貨幣の発行権などを有しており、都市の住民も必ずしも農民が主体であったとはいえないものであった。このような都市を単純に農業都市と規定することはできないのではなからうか。そして、とくに三晋都市において注目されるのは、都市として制度的独立性を有し、それが住民のあり方と密接な関係を有していたのではないかと考えられることである。しいて言えば、三晋都市の制度的独立性は、主体的意志を有する住民によって支えられていたのではないかということである。しかし、本論では、そのような住民の意志の存在を確認しえたのみで、その住民の具体的存在形態の解明までは行きつくことができなかった。そこで以下、残された問題を整理し、問題解決への展望を示すことで結びにかえたい。

(一) 戦国都市住民のあり方を考える場合、史料的限界性のため、どうしても前後の時代との関連で考える必要がある。具体的に言えば、戦国時代より前の春秋時代においては、諸「都市国家」の国人の動向が問題となるし、一方、後の秦漢時代においては、秦末から漢の成立までの諸県の動向が問題となるであろう。春秋時代、とくに後期になると、『春秋左氏伝』には国人の動きがその国の動向に大きな影響を与えている例がいくつも見い出せる。そして、貝塚茂樹氏などは国人の参加する民会の存在すら主張している<sup>(89)</sup>。このような春秋時代の国人は、戦国期の上述のような都市住民といかなる関係があるのであろうか。一方、秦末においては、陳渉が反乱を起すと、「郡県の少年、秦吏に苦しみ、皆其の守尉令丞を殺し、反して以って陳渉に応じ、相い立ちて侯

王と為る」(『史記』秦始皇本紀)という状況になる。このような秦末の郡県民の秦に対する反乱は、戦国後期にみられた三晋諸都市の住民の秦に対する抵抗といかなる関係にあるのであろうか。このような前後の時代との関係を明らかにすれば、戦国三晋都市の住民の存在形態もよりいっそう明確になるのではないかと考えられる。

(二) 三晋都市の住民の主体的意志の存在を認めるとしても、そのような意志はいかなる階層の住民を主体として、いかなる場で形成されたのか、また主体形成の原理はいかなるものであったのかが問題となろう。この点について注目されるのは、増淵龍夫氏による戦国の県の内部構造に関する<sup>(90)</sup>とらえ方である。氏は、必ずしも都市という場を明確に設定して県の内部構造の問題を論じているわけではないが、都市を含む議論として問題はないであろう。氏によると、戦国時代になると郡県制的支配が推し進められ、郡・県の内部、県や郷に組織された邑の内部においては、旧来の邑の族的組織はしだいに分解されてゆく。しかし、「その分解の過程において、分解された個々の民を新たに結びつける新しい人的結合の擬制的関係を生みだして、父老的土豪を中心とする自律的な秩序を形成していく」としている。そして、このような父老的土豪の共同体は、戦国時代の各国に成長する専制主義的郡県支配を下から支えるものであるが、専制主義的支配がその共同体的秩序を破壊するほど強く働く時には、それに抵抗する母胎としての一面も有していると述べている。氏の言う、このような父老的土豪の共同体とは、いわゆる仁俠的習俗を結合原理とする民間秩序のことである。

では、戦国三晋都市の独立性や住民の主体性はこのような父老的土豪に由来するものであろうか。しかし、この父老的土豪という語に関して、東晋次氏は疑問を呈しており、同族結合的性格を有する父老による秩序と、都市における、血縁的關係を超えたところに成立する豪俠による秩序とは区別すべきだとしている。<sup>(91)</sup>東氏は、漢代にはこのような異質な秩序が両存していたとしているが、戦国時代の都市においては後者による秩序がより重要ではなかったかと考えられる。このような秩序は、都市内の有力な貴族や富人、あるいは特別人望を有する人間を核として形成されると考えられるが、それは都市の一般住民と無縁なところで形成されるのではないと思われる。とくに重要な場は都市における市であろう。戦国時代の有力な都市には大抵市が置かれていたと考えられるが、『史記』魏公子列伝に次のような話がある。信陵君は大梁の夷門の監者である侯嬴という人物を自分の客としようとして馬車で自ら迎えに行った。侯嬴は信陵君の家に赴く途中、市に立寄って自分の客に会い、市に集まった人々の面前で信陵君に対してわざと無礼な応対をした。しかし、これは、信陵君が「長者」で「能く士に下る」人物であることを市人に知れわたせるためであったという。ここでは、市という場が、ある人物の評判を高めるために利用されているのである。都市住民の意志はこのような場で形成され、都市の人望家を核として具体化する場があったのではなかろうか。市は、交易の場として問題とするだけでなく、輿論形成の場としても問題とする必要があろう。

(三) 都市の制度的独立性と住民の関係はどのように考えることができるであろうか。主体的意志を有する住民と官僚制度とははたして関係があるのであろうか。一般的に言って、春秋中期になると、政治の場面にいわゆる士階層や平民階層が抬頭してくるといわれている。このことは、『春秋左氏伝』などの文献史料からだけでなく、墓の副葬品の内容からも確認することができる。<sup>(92)</sup>そして、このような士や平民階層が新しい官僚制の人的源泉となり、またその形成に大きく係わっていたことは、すでに増淵龍夫氏などによってつとに指摘されているところである。<sup>(93)</sup>三晋都市の官僚制的な制度の整備も、やはりこのような士や平民階層の抬頭と関係あるのではなかろうか。しかし、三晋諸国では、官僚制の形成は、中央集権的体制の確立へとは向わずに都市内で完結する形で進行している。なぜこのようになったかが問題であるが、(二)でふれた都市住民のあり方と関係しているのではないかと考えられる。しかし、この点も今後の課題である。

注

- (1) たとえば、宇都宮清吉氏は、戦国期の商業的経済都市である大都市の成立を、共通貨幣としての黄金の流通と世界交通路の成立による世界経済圏の成立にもとづくとしており（『西漢時代の都市』〔『漢代社会経済史研究』1955, 弘文堂〕頁109）、服部克彦氏も、春秋・戦国時代の各国の国都などの大都市は主として物資交流の要地に発達したとしている（『古代中国の都市とその周辺』〔1966, ミネルヴァ書房〕頁25）など。
- (2) 『アジア史論考（中）』1976, 朝日新聞社, 頁56。
- (3) 「中国古代における都市と商工業」（『中国古代の商工業と専売制』1984, 東京大学出版会）頁496。
- (4) 「先秦時代の都市」（研究30, 1963）頁59。
- (5) 池田雄一「中国古代聚落の展開」（歴史学研究別冊特集『地域と民衆』1981）頁24, 五井直弘「城市の形成と中央集権体制」（歴史学研究別冊特集『民衆の生活・文化と変革主体』1982）頁51, 同「中国古代城郭史序説」（『東アジア史における国家と農民』1984, 山川出版社）頁25。
- (6) 「戦国時代の府・庫について」（東洋史研究43—1, 1984）頁54。
- (7) 「中国城郭成立試論—最近の発掘例を中心に—」（『戦国時代出土文物の研究』1985, 京都大学人文科学研究所）頁192。
- (8) 「中国における聚落形体の変遷について」（『アジア史論考（中）』1976, 朝日新聞社）頁27。
- (9) 「中国古代都城規劃的發展階段性—為中国考古学会第五次年会而作」（文物1985—2）頁55。
- (10) 「河南城鎮歴史地理初探」（史学月刊1981—1）頁5。
- (11) 報告書（張頌等「晋陽古城勘察記」〔文物1962—4・5〕頁56）は、東城角村の存在から南北約4500mとしているが、これは東西の誤りではないかと思われる。
- (12) 北京大学考古專業商周組等「晋豫鄂三省考古調査簡報」（文物1982—7）頁11。
- (13) 山西省文物管理委員会「山西省文管会侯馬工作站工作的總收獲（1956年冬至1959年初）」（考古1959—5）頁223, 228。
- (14) 中国社会科学院考古研究所『新中国的考古發現和研究』（1984, 文物出版社）頁273。
- (15) 拙稿「侯馬盟書考」（『内田吟風博士頌壽記念東洋史論集』1978, 同朋社）頁83で外郭を想定したが、現在のところ未発見のようである。
- (16) 注(13)山西省文物管理委員会報告, 頁222。
- (17) 中国歴史博物館考古調査組等「河南登封陽城遺址の調査与鑄鉄遺址的試掘」（文物1977—12）頁53。

- (18) 河南省文物研究所等「登封王城崗遺址の発掘」(文物1983—3) 頁8, 図一。
- (19) 陶正剛等「古魏城和禹王古城調査簡報」(文物1962—4・5) 頁64。
- (20) 邯鄲市文物保管所「河北邯鄲市区古遺址調査簡報」(考古1980—2) 頁144, 河北省文物管理处等「趙都邯鄲故城調査報告」(考古学集刊4, 1984) 頁181。
- (21) 河南省博物館新鄭工作站等「河南新鄭鄭韓故城の站探和試掘」(文物資料叢刊3, 1980) 頁59。
- (22) 注(4)伊藤論文, 頁57。
- (23) 山西, 河北, 河南省で, 漢代城址と確定できるものはほとんどないが, 山西省榆次市東北郊の古城址は東西約320m, 南北約400mであり(文物参考資料1955—1, 頁121), 北京市北郊の朱房郷古城は周囲2km(考古1959—3, 頁136), 河北省黄驛県の伏滄城は520—510m(考古1965—2, 頁62)である。また陝西省では, 華陰県西の漢華倉倉城は1120—700m(考古与文物1981—3, 頁62), 淳化県の漢雲陵邑は700—370m(考古与文物1982—4, 頁39)である。ただし, 漢長陵邑の西壁は2040mありかなり巨大であったようである(考古与文物1984—2, 頁32)。しかし, これは漢の始祖高祖の陵邑という特別の場合であろう。この他, 内蒙古ではかなりの数の漢代古城が発見されており, 涼城県の城址は800—300m(文物参考資料1957—4, 頁83), 集寧県克里孟の古城(雁門郡か)は500—200m(文物参考資料1957—7, 頁61), 呼和浩特東郊の古城は900—850m(考古1961—4, 頁212)である。江蘇省では, 徐州市東北の石戸城は500—300m(考古1960—3, 頁25), 邳江地区の漢利城県故城や羅莊古城(漢東安県故城)は毎辺約500m(考古1964—1, 頁19), 淮陰地区の東陽城は500—400m(考古1963—1, 頁1)などとなっている。
- (24) 注(1)宇都宮論文, 頁113, 第2図。
- (25) 伊藤道治「姫姓諸侯封建の歴史地理的意義」(『中国古代王朝の形成』1975, 創文社) 附図。
- (26) 于曉興「滎陽京襄城発現漢代金幣」(河南文博通訊1980—3) 頁26。
- (27) 注(12)北京大学考古專業商周組等報告, 頁11。
- (28) 「墨家の守禦した城邑について」(『古代中国思想の研究』1973, 創文社) 頁639。「千丈之城」は, 周囲千丈とも考えられ, 一辺500m余の城ということになる。しかし, [その前にある「城雖大, 無過三百丈者」とある古の城の一辺は, 周囲と取ると一辺170mくらいとなり, あまりにも小さくなりすぎる。一方, 馬王堆漢墓帛書「戰國縱横家書」(1976, 文物出版社)二六・見田僂於梁南章には, 大梁は「万丈之城」とあり, これを一辺とすると20kmを超してしまう。こちらの方は, 周囲とすると一辺5km余で大国の国都の城址の大きさに近くなる。ただし, 「万丈」を一辺としても, それは国都のずば抜けた大きさを印象づけるためのオーバーな表現ではないかと考えられる。
- (29) 廉頗藺相如列伝では, 秦が趙王所有の和氏の璧を秦の「十五城」と交換したいと申し入れてきた話がみえるが, これは「十五都」とも表現されている。平原君虞卿列伝では, 趙が秦に割譲しようとした「六県」は「六城」と言い換えられている。
- (30) 『史記』魏世家の上述の信陵君の言に「河内共・汲」とみえる。
- (31) 注(13)山西省文物管理委員会報告, 頁235。
- (32) 陳応祺「略談靈壽古城址所反映中山國的幾個問題」(『中国考古学会第三次年会論文集1981』1984, 文物出版社) 頁231。
- (33) 注(20)河北省文物管理处等報告, 頁172。
- (34) 注(21)河南省博物館新鄭工作站報告, 頁59。馬世之「略論韓都新鄭の地下建築及冷蔵井」(考古与文物1983—1) 頁80。
- (35) 注(19)陶正剛等報告, 頁64。
- (36) 考古研究所洛陽発掘隊「洛陽澗濱東周城址発掘報告」(考古学報1959—2) 頁15, 中国科学院考古研究所資料室「中国科学院考古研究所1960年田野工作的主要收穫」(考古1961—4) 頁216。
- (37) 山西省文物管理委員会侯馬工作站「山西襄汾趙康附近古城址調査」(考古1963—10) 頁545。

- (38) 楊育彬「関于鄭州商城の兩個争論問題」(中原文物1982—4) 頁53。
- (39) 秦文生「滎陽故城新考」(中原文物1983年特刊) 頁199。
- (40) 注(17)中国歴史博物館考古調査組等報告, 頁55。
- (41) 周口地区文化局「扶溝古城初步勘察」(中原文物1983—2) 頁69。
- (42) 尚景熙「蔡国故城調査記」(河南文博通訊1980—2) 頁31。
- (43) 張鴻雁「論戦国城市的發展」(遼寧大学学报〔哲学社会科学版〕1982—6) 頁61。
- (44) 注(15)拙稿, 頁81に遺跡の概要をまとめている。
- (45) 注(32)陳応祺報告, 頁231。
- (46) 注(20)河北省文物管理处等報告, 頁146。
- (47) 注(21)河南省博物館新鄭工作站等報告, 頁60。
- (48) 注(4)伊藤論文, 頁47。
- (49) 洛陽市文物工作隊「洛陽東周王城内的古窯址」(考古与文物1983—3), 頁12。
- (50) 滎陽故城の西門外からは鉄器318点(うち農具206点), 高炉2基, 積鉄塊9個などが発見され, 鄭州市博物館「鄭州古滎鎮漢代冶鉄遺址発掘簡報」(文物1978—2, 頁38)はこの遺跡を西漢中晩期から東漢のものとしているが, 秦文生氏は遺物やその他の状況から戦國中晩期から漢代の遺跡としている(注(39)論文, 頁203)。
- (51) 河南省文物研究所登封工作站等「登封戦国陽城貯水輸水設施的発掘」(中原文物1982—2) 頁4。
- (52) 洛陽博物館「洛陽戦国粮倉試掘紀略」(文物1981—11) 頁55。
- (53) 注(39)秦文生論文, 頁199。
- (54) 注(4)伊藤論文, 頁54。
- (55) 山西省考古研究所「山西長子県東周墓」(考古学報1984—4) 頁529。
- (56) 河北省文化局文物工作隊「河北邯鄲百家村戦国墓」(考古1962—12) 頁613。
- (57) 中国科学院考古研究所『洛陽中州路(西工段)』(1959, 科学出版社) 図版柒玖。
- (58) 『戦国時代出土文物の研究』1985, 京都大学人文科学研究所。
- (59) 「喬夫初探」(『雲夢秦簡研究』1981, 中華書局) 頁248。
- (60) 単先進, 馮玉輝「衡陽市発現戦国紀年銘文銅戈」(考古1977—5) 頁357。
- (61) 牛濟普「鄭州, 滎陽兩地新出戦国陶文介紹」(中原文物1981—1) 頁13等。
- (62) 牛濟普「“毫丘”印陶考」(中原文物1983—3) 頁42。
- (63) 張松林「鄭州商城区域内出土的東周陶文」(文物1985—3) 頁78は「十一年私麥(陵)」と読んでおり, 他の陶文も春秋時代の鄭のものとしているが, その根拠は示されていない。
- (64) 牛濟普「滎陽印陶考」(中原文物1984—2) 頁46。
- (65) 注(64)牛濟普論文, 頁46。
- (66) 李先登「河南登封陽城遺址出土陶文簡析」(古文字研究7, 1982) 頁46。
- (67) 衡水市文物管理委員会「河南衡水市戦国城址調査記」(考古1983—9) 頁848。
- (68) 注(61)牛濟普論文, 頁14。
- (69) 郝本性「新鄭“鄭韓故城”, 発現一批戦国銅兵器」(文物1972—10) 頁36。
- (70) 注(12)北京大学考古專業商周組等報告, 頁7。
- (71) 河北省文物管理委員会「河北武安県午汲古城中的窯址」(考古1959—7) 頁340。
- (72) 河北省文物管理委員会「邢台曹演莊遺址発掘報告」(考古学報1958—4) 頁45。
- (73) 注(59)裴錫圭論文, 頁264。
- (74) 上引の鄭家相氏の書によると, 「陽城」方足布がみえる(頁98)。そうすると36のうち24ということになる。
- (75) 戦国時代の銅器鑄造用の陶範の実物の出土例はそれほど多くはないが, 上述のごとく④侯馬古城群, ⑩盟

寿古城, ②鄭韓故城から様々な陶範が出土している。ただし, 貨幣の場合は陶範は少なく石範が多いようである。内蒙古包頭市より出土した「安陽」銘の方足布範は石範であり(文物1959—4, 頁73), 齊や燕の刀銭の範も石範が多いが, 陶範の例もないことはない(燕の「明」字様刀銭の陶範は燕下都から出土している〔考古1962—1, 頁18〕)。

- (76) 鉄器鑄造用の戦国時代の陶範は, ②鄭韓故城, ⑤陽城などの鉄器製造遺跡から出土している。
- (77) 楊寬『戦国史』(1980, 上海人民出版社) 頁229。
- (78) 注(4)伊藤論文, 頁56。
- (79) 『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』(1980, 雄山閣) 頁421。
- (80) 注(5)池田論文, 頁25。
- (81) 注(8)宮崎論文, 頁22。
- (82) 守屋美都雄「父老」(『中国古代の家族と国家』1968, 東洋史研究会) 頁201, 古賀登「阡陌制下の家族・什伍・閭里」(『漢長安城と阡陌・県郷亭里制度』1975, 雄山閣) 頁313。
- (83) 『史記』韓世家。『史記』趙世家は趙孝成王4年(前262年), 白起王翦列伝も秦昭王45年(前262年)となっている。
- (84) 現行本『戦国策』には誤字, 脱字が多く読みにくい部分が多い。ここでは考証のよく行き届いている近藤光男訳『全釈漢文大系24 戦国策(中)』(1977, 集英社)を参照した。
- (85) この記事の原文は「八年, 王弟長安君成蟜, 將軍擊趙反, 死屯留。軍吏皆斬死。遷其民於臨洮。將軍壁死, 卒屯留蒲鶮反, 戮其屍」となっている。ここでは<考證>の引く錢大昕, 許周生の説を取った。
- (86) 増淵龍夫氏は, 春秋時代に邑を県とする場合, その邑の民を遷すという事例がかなりあることを指摘している(「春秋時代の県について」〔一橋論叢38—4, 1957〕頁338, 「先秦時代の封建と郡県」(『中国古代の社会と国家』1960, 弘文堂) 頁429)。この場合も時間的にあまりにかけ離れすぎており同一には論ぜられないであろう。増淵氏は, 後者の論文で, 春秋期には主として支配層の諸強族を遷す場合が多いとしており, 戦国期の秦の1)の例のようにすべての民を遷すのとは区別すべきである。
- (87) <考證>は, 梁玉繩の説「八年, 当作二十四年, 乃後元十年, 此誤也」とあるのを引いている。
- (88) 注(5)池田論文, 頁26。
- (89) 「中国古代都市における民会」(『東方学論集』第2, 1954)
- (90) 「春秋戦国時代の社会と国家」(『岩波講座 世界歴史4』1970, 岩波書店) 頁181。
- (91) 「漢代における豪族と郷里」(名古屋大学東洋史研究報告4, 1976) 頁32。
- (92) 高明「中原地区東周時代青銅礼器研究(上)」(考古与文物1981—2) 頁81, 拙稿「春秋・戦国時代の青銅器」(『中国の美術5 銅器』1982, 淡交社) 頁141。
- (93) 「戦国官僚制の一性格」(『中国古代の社会と国家』1960, 弘文堂) 頁205, など。

### 表Ⅲ 主要参考文献目録

- ①古晋陽城 文物1962—4・5, 頁55。
- ②古羊舌城 考古1963—10, 頁547。
- ③趙康古城 考古1959—2, 頁107; 同1963—10, 頁544; 同1978—2, 頁141。
- ④侯馬古城群 文物參考資料1957—10, 頁55; 文物1958—12, 頁32; 同1958—6, 頁45; 同1960—8・9, 頁11; 同1962—4・5, 頁16; 考古1962—2, 頁55など。
- ⑤曲沃古城 考古1959—5, 頁222; 文物1960—8・9, 頁15。
- ⑥北寿城古城 文物1982—7, 頁1。
- ⑦大馬古城 考古1963—5, 頁246。
- ⑧禹王城 考古1963—9, 頁474; 文物1962—4・5, 頁61。

- ⑨古 魏 城 考古1960—8, 頁18; 文物1962—4・5, 頁60。  
 ⑩長子古城 考古學報1984—4, 頁503。  
 ⑪華陰古城 考古1959—11, 頁604。  
 ⑫靈壽古城 文物1979—1, 頁1; 中国考古学会第三次年会論文集(1984), 頁230。  
 ⑬藁城故城 文物資料叢刊1(1977), 頁152。  
 ⑭元氏故城 文物資料叢刊1(1977), 頁152。  
 ⑮趙王城, 大北城 考古1980—2, 頁142; 文物1981—12, 頁85; 河北省出土文物選集, 頁31; 考古學集刊4(1984), 頁162。  
 ⑯午汲古城 文物參考資料1957—1, 頁78; 考古通訊1957—4, 頁43; 考古1959—7, 頁338; 河北省出土文物選集, 頁33。  
 ⑰講武古城 文物參考資料1957—7, 頁77; 考古1959—7, 頁354。  
 ⑱共 城 中原文物1983特刊, 頁205。  
 ⑲焦作古城 文物1958—4, 頁74。  
 ⑳州 城 文物1983—3, 頁78。  
 ㉑北平皋古城 文物1982—7, 頁7。  
 ㉒鄭州商城 中原文物1982—4, 頁50; 同1983—3, 頁39; 同1984—1, 頁11; 文物資料叢刊1(1977), 頁2。  
 ㉓滎陽故城 中原文物1983 特刊, 頁197; 文物1978—2, 頁28。  
 ㉔鄭韓故城 文物資料叢刊3(1980), 頁56; 考古1962—3, 頁165。  
 ㉕陽 城 文物1977—12, 頁52; 同1983—3, 頁8; 河南文博通訊1980—1, 頁33; 中原文物1982—2, 頁1。  
 ㉖滑 城 考古1964—1, 頁30。  
 ㉗東周王城 考古通訊1955—1, 頁9; 考古學報1956—4, 頁21; 同1959—2, 頁15; 考古1961—4, 頁214; 文物1981—11, 頁55。  
 ㉘宜陽古城 考古1961—1, 頁29。  
 ㉙鄆陵古城 考古1963—4, 頁225。  
 ㉚扶溝古城 中原文物1983—2, 頁67。  
 ㉛商水古城 考古1983—9, 頁846。  
 ㉜蔡國故城 河南文博通訊1980—2, 頁30。  
 ㉝舞渡古城 考古通訊1958—1, 頁49。  
 ㉞西峽古城 考古通訊1956—2, 頁46。

地図(三晋城址分布図)上の規模不明城址出所文献目録

翼城古城群(文物1982—7, 頁1), 万榮古城(文物1958—12, 頁34; 考古1959—4, 頁205), 内丘鼎柏人城(河北省出土文物選集, 頁31, 考古1962—10, 頁553), 磁鼎白陽城(同上), 涉県固鎮城(同上), 濟源古城〔軹〕(文物考古工作三十年〔1979〕, 頁279), 滎陽京襄城〔京〕(河南文博通訊1980—3, 頁26; 考古學集刊1〔1981〕, 頁117), 伊陽〔汝陽〕古城(考古1958—1, 頁4), 淮陽故城(中原文物1981特刊, 頁37)

著録略称一覽

三代 三代吉金文存, 羅振玉, 1936  
 中日歐 中日歐美澳紐所見所拓所摹金文彙編, 巴納・張光裕, 1978  
 書道一 書道全集一, 1965(平凡社)  
 録 遺 商周金文録遺, 于省吾, 1957



表Ⅱ 三晉城址表 (規模の項の2700(西)とは、西城壁の長さ2700mのこと。数字に( )のあるものは地図上の長さ。590—は残長を示す)

城址名	所在地	考古学的年代	規模		城址内及び近辺の遺跡、出土遺物	地名比定 春秋 魏国 (東)	
			東西	南北			
①古晉陽城	山西, 晋陽	春秋, 魏国	(3600?)	2700(西)	城内に陶片(漢), 唐代遺物	晉陽 晉陽 (東)	
②古羊舌城	山西, 洪洞	魏国, 漢	1300	580	城内に瓦, 碑, 陶器水管(漢)	楊国 楊氏 楊	
③趙康古城	山西, 襄汾	春秋末, 魏国, 漢	1680(南)	2700(西)	内城あり。城内に陶・瓦片(魏国, 漢), 建築址(漢)他	襄汾 臨汾	
④牛村古城 平望古城 台村古城 白店古城 馬莊古城 程王古城	山西, 侯馬	春秋, 魏国前	1400	1740	城内に建築土台。周辺に銅器・陶器・骨器製作場, 居住址, 墓地, 盟誓遺址(みな春秋, 魏国)	新田 新田	
			春秋, 魏国中	(1100?)			(1300?)
			春秋, 魏国	(1700?)			(1300?)
			春秋	(800?)			(1000?)
			(500?)	(300?)			
			(500?)	(300?)			
⑤曲沃古城	山西, 曲沃	春秋, 魏国, 漢	3100(北)	2600—(西)	内城あり。城内に陶・瓦片(魏国, 漢), 大形陶井	沃国 絳? 絳	
⑥北茅城古城	山西, 翼城	春秋, 魏国	800	800	城内に魏国中期厝	絳	
⑦大馬古城	山西, 聞喜	魏国, 西漢	998(南)	980(東)	城内に陶・瓦片(東周~西漢), 碑(西漢)	絳 曲沃? 絳	
⑧禹王城	山西, 夏县	魏国初, 漢	4980(西)	3665(南)	中城, 小城あり。城内に陶・瓦片(魏国初~漢)	安邑 安邑	
⑨古虢城	山西, 芮城	春秋末, 魏国, 漢	1150(南)	1268(東)	城内に陶・瓦片(魏国, 漢)	魏 魏	
⑩長子古城	山西, 長子	春秋, 魏国	590—	1840	西壁外に東周墓地	長子 長子	
⑪華陰古城	陝西, 華陰	魏国	140—(北)	285(西)	城門部に瓦(魏国初), 綉形方足布(魏国)	陰晉 華陰	
⑫望寿古城	河北, 平山	春秋, 魏国	4000	4500	東城, 西城あり。版築建築基礎, 銅器・鉄器・玉器・骨器・石器製作場, 道路。城外外に王陵, 墓地(みな魏国)	望寿 中山?	
⑬築城故城	河北, 藁城	春秋, 魏国, 西漢	700?	700?	城内に陶・瓦片		
⑭元氏故城	河北, 元氏	魏国, 漢	1100	1100	城内に陶・瓦片, 碑(魏国, 漢), 陶器水管	元氏	
⑮東城 西城 北城 大北城	河北, 邯鄲	魏国	926	1442	城内に建築基礎, 陶器・鉄器・骨器・石器製作場(魏国, 漢)	邯鄲 邯鄲	
			魏国	1554			1390
			魏国	1410			1520
			魏国, 漢	3240			4880
⑯午汲古城	河北, 武安	魏国, 漢	889	768	城内に陶器(魏国, 東漢), 建築址, 道路, 井戸。城内外に墓地	武安 武安	
⑰魏武古城	河北, 魏県	魏国, 漢	1140(北)	1277(西)	城内に陶・瓦片, 銅鏡, 尖足布(魏国)	武城	
⑱共城	河南, 輝県	西周末~	1200	1300	城内に建築址(春秋~漢), 墓	共国 共 共	
⑲焦作古城	河南, 焦作	周~漢	295.5(北)	277(西)	城内に陶片(殷~漢)		
⑳州城	河南, 温県	春秋, 魏国	1680	1780	城外に盟誓遺址	州 州	
㉑北平皋古城	河南, 温県	春秋, 魏国, 漢	周長4000余		城内に大台地, 陶片(東周, 漢)	邢国 邢丘 平皋	
㉒鄭州南城	河南, 鄭州	殷, 魏国, 漢	1700(南)	1870(西)	城内に建築址, 陶・瓦片(魏国)	管 管	
㉓蔡陽故城	河南, 蔡陽	魏国, 漢	2012(南)	2016(西)	城内外に陶・瓦片。城外に鉄器製作場(魏国~東漢)	蔡陽 蔡陽	
㉔樊城故城	河南, 新郷	春秋, 魏国, 漢	5000	4500	東城, 西城あり。西城内に建築址, 小城址。城内に銅器・鉄器・陶器・玉器・骨器製作場。城内外に墓地(みな魏国)	鄭国 鄭 新郷	
㉕陽城	河南, 登封	春秋, 魏国, 漢	700	2000	城内に建築址, 貯水池, 井戸, 陶・瓦片。城外に鉄器製作場(春秋, 魏国)	陽城 陽城 陽城	
㉖潁城	河南, 偃師	春秋, 魏国, 漢	1000(北)	2000	城内に陶・瓦片(東周, 漢)	潁国 緄氏 緄氏	
㉗東周王城	河南, 洛陽	春秋, 魏国, 漢	2890(北)	3000—(西)	城内に建築址(東周), 陶器・骨器・石器製作場, 道路, 穀物倉, 墓地(東周, 漢)	周 周 初南	
㉘宜陽古城	河南, 宜陽	魏国	1742(北)	1239—(東)	城内に陶・瓦片(魏国)	宜陽 宜陽	
㉙驪陽古城	河南, 鄆陵	春秋, 魏国	998(北)	1595	内城あり。城内に建築址, 陶・瓦片(春秋, 魏国)	鄆城 安陵 偃陽	
㉚扶溝古城	河南, 扶溝	春秋, 魏国, 漢	480	800	城内に建築土台(春秋), 鉄器製作場(東漢), 陶器水管, 金銀幣	曲宥 新汲	
㉛商水古城	河南, 商水	魏国中, 西漢	800	500	城内に陶・瓦片(魏国, 秦漢), 鉄器製作場(魏国), 陶器水管	陽城 陽城	
㉜蔡國故城	河南, 上蔡	春秋, 魏国	2700(南)	2490(東)	城内に台地(春秋, 陶・瓦片), 陶窯(春秋)	蔡國 上蔡 上蔡	
㉝舞陽古城	河南, 舞陽	周~漢	周長5500		城内に陶・瓦片, 碑(漢), 陶器水管。城外に墓地(漢)	不淡 舞陽 舞陽	
㉞西峽古城	河南, 西峽	魏国, 漢	800	850	城内に陶・瓦片, 古墓	郟国 析 析	

(江村「魏国三晉都の性格」附表)